

東京地判平成24年3月2日判時2180号18頁
 株式保有割合が25%を超える大会社が財産評価基本通達189の(2)
 について株式保有特定会社に該当しないとされた事例

立教大学法学部 浅妻章如

【事実】

被相続人Aが平成16年2月28日に死亡し、X(原告)らが相続(以下「本件相続」という)した。Xらの相続税の申告につき、江東東税務署長は、平成19年2月13日付けで、相続税に係る更正処分(以下「本件各更正処分」という)及び過少申告加算税賦課決定処分(以下「本件各賦課決定処分」という)をした。

本件相続財産には、A及びXら一族の経営に係る甲社(大会社)[株式会社吉野工業所…原稿化時削除]及び乙社(中会社)[吉野弥株式会社…原稿化時削除]の株式が含まれていた(甲社・乙社を合わせて以下「本件各会社」と呼ぶ)。本件各更正処分の理由は、甲社・乙社の株式の評価の誤り等であった。甲社株式及び乙社株式は非上場であり、財産評価基本通達(平成17年改正前のもの。以下「評価通達」と略記する)にいうところの「取引相場のない株式」であった。本件相続開始時、甲社は乙社株式の83.8%を保有し、乙社は甲社株式の74.7%を保有していた。甲社の株式保有割合(評価会社の有する各資産を評価通達に定めるところにより評価した価額の合計額のうちを占める株式及び出資の価額の合計額の割合)は25.9%であったため、甲社は「株式保有特定会社」(評価通達189の(2)。趣旨について後述)に当たる、とY(被告・国)は主張した¹。なお、乙社の株式保有割合は約90.8%であり、乙社が株式保有特定会社に当たることについてXらも争わなかった。

株式保有特定会社の特則の趣旨を含め、評価通達の枠組みについて判旨から抜粋する——「(ア)評価通達は、評価会社をその事業規模に応じて大会社、中会社及び小会社に区分し(同通達178)、それぞれの区分に属する評価会社の株式の価額の評価において用いるべき原則的評価方式を定めている(同通達179。類似業種比準方式は、大会社の株式の価額の評価において用いるべき評価方式とされているが[同項の(1)]、中会社及び小会社の株式の価額の評価においても、同方式による評価額が考慮され得るものとされている[同項の(2)及び(3)]。)。[改行](イ)しかし、評価会社の中には、会社の資産構成が類似業種比準方式における標本会社に比して著しく株式等に偏っているものが見受けられる。このような評価会社の株式の価額は、その有する株式等の価額に依存する割合が高いものと考えられるため、上記のような原則的評価方式によっては適正な株式の価額の評価を行い難く、原則的評価方式による評価額と適正な時価との間に開差が生ずることとなり、このような開差がこれを利用したいいわゆる租税回避行為の原因ともなっていたため課税の公平の観点から、そのような開差の是正及び株式の価額の評価の一層の適正化を図ることを目的として、評価通達の平成2年改正により、株式保有特定会社の株式の価額につき、いわゆる純資産価額方式又はS1+S2方式という原則的評価方式とは異なる特別な評価方式によって評価すべき旨の定めが置かれるに至ったものである²。

甲社・乙社が株式を持ち合っていたため、甲社株式の評価額が増えると乙社株式の評価額も増える関係にあった。本件相続開始時の甲社株式を原則的評価方式(類似業種比準方式)で評価した場合の、甲社株式の評価額は1株当たり4653円であり、乙社のそれは3万1189円であった。甲社が株式保有特定会社に当たるとを前提に評価したY主張の甲社株式の評価額は1株当たり1万9002円であり、乙社のそれは6万4908円であった。

争点は次の4つであった。本件相続開始時に本件各会社が有していた資産(本件各会社株式を除く。)の価額に係る評価額(争点1)。甲社が株式保有特定会社に該当するか否か(争点2)。本件各会社株式の「時価」(相続税法22条)の評価方式及びその金額(争点3)。Xらにつき国税通則法65条4項に規定する正当な理由が認められるか否か(争点4)。主たる争点は争点2であり、以下、争点2に絞る。

【判旨】 請求認容

I 評価通達に基づく画一的評価の合理性を肯定しつつ、「同通達の定める評価方式が形式的に全ての納税者に係る相続財産の価額の評価において用いられることによって、基本的には租税負担の実質的な公平を実現することができるものと解されるのであって、同条の規定もいわゆる租税法の基本原則の1つである租税平等主義を当然の前提としているものと考えられることに照らせば、特段の事情があるとき(同通達6参照)を除き、特定の納税者あるいは特定の相続財産についてのみ同通達の定める評価方式以外の評価方式によってその価額を評価することは、たとえその評価方式によって算定された金額がそれ自体では同条の定める時価として許容範囲内にあるといい得るものであったとしても、租税平等主義に反するものとして許されないものというべきである。……なお、……評価通達に定められた評価方式が当該財産の取得の時における時価を算定するための手法として合理的なものであることについては、Y側においてこれを立証すべきものというべきである。」

¹ Xは18%と主張した。後掲宮崎論文200頁参照。控訴審紹介であるが幸田高志・租税研究768号174頁以下、184頁も参照。

² 判時2180号35頁

Ⅱ 評価通達の枠組みの合理性について前掲の通り肯定したが、大会社 25%以上基準一律適用の合理性について、平成2年改正当時の合理性は肯定しつつ、「しかし、①評価通達の平成2年改正がされた後、平成9年の独占禁止法の改正によって従来は全面的に禁止されていた持株会社が一部容認されることとなり(同法9条4項1号参照)、これを契機として、商法等において、持株会社や完全親子会社を創設するための株式交換等の制度の創設、会社の合併に関する制度の合理化、会社分割制度の創設といった企業の組織再編に必要な規定の整備が進められるなど、本件相続の開始時においては、評価通達の平成2年改正がされた当時と比して、会社の株式保有に関する状況は大きく変化したものというべきところ、②本件相続の開始時を調査期間に含む平成15年度の法人企業統計を基に算定された資本金10億円以上の金融業及び保険業を除く全ての業種の営利法人の株式保有割合の数値は16.31%であり……、平成元年度及び平成2年度のそれのように同通達189の(2)において大会社が株式保有特定会社に該当するか否かの基準とされている25%と比して、一見して『格段に低い』ものとまでは評価し難いこと、③本件全証拠によっても、本件相続の開始時において上記②の営利法人につき時価(相続税評価額)に基づいて株式保有割合を算定した場合の数値が、おしなべて平成15年度の法人企業統計を基に算定された上記②の株式保有割合の数値(16.31%)よりも大幅に低くなるものと推認すべきような証拠ないし事情は見当たらないこと、④法令上、子会社の株式の取得価額(最終の貸借対照表において別に付した価額があるときはその価額)の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が100分の50を超える会社が持株会社とされ、特別な規制がされていること[独占禁止法9条4項1号(本件相続開始時の同条5項1号)]などに鑑みれば、[評価通達の枠組みの合理性]を考慮しても、少なくとも本件相続の開始時においては、評価通達に定めるところにより算定した株式保有割合が25%以上である大会社の全てについて、一律に、資産構成が類似業種比準方式における標本会社に比して著しく株式等に偏っており、その株式の価額の評価において類似業種比準方式を用いるべき前提を欠くものと評価すべきとまでは断じ難いものというべきである。そうすると、少なくとも本件相続の開始時を基準とすると、評価通達189の(2)の定めのうち、大会社につき株式保有割合が25%以上である評価会社を一律に株式保有特定会社としてその株式の価額を同通達189-3の定めにより評価すべきものとする部分については、いまだその合理性は十分に立証されているものとは認めらるに足りないものといわざるを得ない。」

Ⅲ 当てはめとして、「本件相続の開始時において大会社に該当する甲社が株式保有特定会社に該当するか否かについては、株式保有割合に加えて、その企業としての規模や事業の実態等を総合考慮して判断するほかないものというべきである。」「甲社の企業としての規模や事業の実態等は、上場企業に匹敵するものであったものというべきである。」「本件相続の開始時において、乙社がその発行済み株式総数の約74.7%を有していたことを考慮しても、甲社株式の価額の評価に関しては、原則的評価方式による評価額と適正な時価との間の開差を利用したいわゆる租税回避行為の弊害を危ぐしななければならないものとはいえないものというべきである」などと論じ、甲社は株式保有特定会社に該当しないとした。(甲社・乙社の株式の評価額は1株当たり順に 4653円、3万1189円であるとした。)

【評釈】 判旨反対

一 本判決の意義とその後

平成2年評価通達改正時には株式保有特定会社判定のための大会社25%以上基準の一律適用の合理性が肯定されるとしつつも、その後の事情の変更(法人企業統計に見られる株式保有割合の上昇、独占禁止法改正による持株会社容認化)に鑑みて、平成16年当時には大会社25%以上基準の一律適用の合理性が失われていることを明らかにした、という意義が本判決にはある。

Yが控訴し、東京高判平成25年2月28日平成24(行コ)124が控訴を棄却し、Yが上告せず確定した。国税庁は評価通達189の(2)を改正し、大会社の株式保有特定会社の判定基準として株式保有割合を「25%以上」から「50%以上」に改めた(中会社・小会社と同様)。

二 判旨の構成

判旨Ⅰは、評価通達に基づく画一的評価の合理性を肯定した(判旨Ⅰaとする)上で、租税平等主義の要請として特定の者・財産につき通達によらない評価をすることは時価の許容範囲内であっても許されない(判旨Ⅰbとする)とし³、評価通達による評価方式の合理性についての立証責任をYに負わせている(判旨Ⅰcとする)。

判旨Ⅱは、評価通達の枠組み(株式保有特定会社につき特別を設けることの趣旨も含め)の合理性について肯定した(判旨Ⅱaとする)。平成2年改正当時に大会社25%以上基準を一律適用することの合理性についても

³ 平等ではなく公平として論じられているが、最判平成25年7月12日裁判所時報1583号2頁(吉村典久・ジュリスト1461号8頁参照)は、「土地の基準年度に係る賦課期日における登録価格が評価基準によって決定される価格を上回る場合には、同期日における当該土地の客観的な交換価値としての適正な時価を上回るか否かにかかわらず、その登録価格の決定は違法となる」と述べた。

肯定した(判旨Ⅱbとする)。しかし本件相続開始時である平成16年に大会社25%以上基準を一律適用することの合理性が立証不十分であった(判旨Ⅱcとする)。なお、判旨Ⅱcが、25%という数値について合理性を否定しているのか、一律適用について合理性を否定しているのか、判旨を読むだけでは判然とせず、25%という数値の合理性と一律適用の合理性を区別する意図はないのであろうと読める。

判旨Ⅲは、当てはめとして、甲社の株式保有割合のみならず企業規模や事業実態等を総合考慮すべきこと(判旨Ⅲaとする)、甲社が上場企業に匹敵すること(判旨Ⅲbとする)、租税回避行為を危惧するような事例ではないこと(判旨Ⅲcとする)を論じた。

三 判旨とY主張の前提の行き違い: 本件原則と本件特則の優劣

一読すると判旨はY主張(本件特則に合理性がある、本件での株式保有割合は高い、等)に誠実に応答(本件特則創設時と事情が変化し、株式保有割合だけで決すべきでない、等)しているように読める。しかし、読み込んでいくと、判旨とY主張の間には、暗黙の前提について行き違いがあるのではないかと、というのが本評釈の推測である。

判旨は、原則的評価方法たる類似業種比準方式(以下「本件原則」と呼ぶ)と特則たる純資産価額方式又はS1+S2方式(以下「本件特則」と呼ぶ)とを比べて、どちらが相続税法22条の「時価」が要請するところの真実の時価に近いかわからないか、寧ろ、本件特則の方が劣った方式(適用範囲を狭めるべき方式)である、という暗黙の前提を採用しているように読める⁴。

他方、Y側は、本件原則は真実の時価への近さを犠牲にし画一的評価の便宜(判旨Ⅰa)を重視したものであるにすぎず、本件特則の方が真実の時価に近い方式であり、本件特則が優れた方式(判旨Ⅰaに配慮しつつも適用範囲が狭められるべきでない方式)である、という暗黙の前提があるのではなかろうか⁵。

四 判旨Ⅰb(租税平等主義)と本件特則が目指す課税の公平との緊張

判旨Ⅰb(平等)は、一般論として述べられているにすぎないという形式をとっているかのようにも読めるが、課税の公平を目指す本件特則との緊張をもたらす。判旨Ⅰbは、課税される者の間における平等を重視しているが、本件特則は、評価の適正化を通じた課税の公平を目指している。課税の公平は、課税される者だけでなくその他国民(財産が乏しい者も含む)も視野に含める。課税の公平は、あらゆる課税事案で真実の時価の追求を要請するが、課税側・納税者側のコンプライアンスコストに鑑みて、判旨Ⅰa(画一的処理の便宜)の視点も無視できない。画一的処理の便宜に配慮し、真実の時価から逸脱して課税の公平が犠牲となる⁶が、判旨Ⅰb(平等)より、真実の時価から逸脱した評価も【ある程度】是とせざるをえない。

【ある程度】がどの程度なのかという問題となるところ、本件判旨は従来⁷の裁判例と比較すると租税平等主義を強く効かせていると評価できよう。判旨は、Y側主張の評価額(甲社株式1万9002円、乙社株式6万4908円)は真実の時価の枠内にあるという前提があつて、判旨Ⅰbを強調せねばならなかったであろう。

五 判旨Ⅰb(平等取扱)・判旨Ⅲa(総合考慮)・判旨Ⅰa(画一的処理の便宜)の緊張

しかし、判旨Ⅲa(株式保有割合のみによらない総合考慮)のような曖昧な基準は、判旨Ⅰa(画一的処理の便

⁴ 本評釈対象外であるが、控訴審判決は「もともと類似業種比準方式は、評価の対象となる株式が上場されておらず取引相場のない株式であることを前提として、上場会社の株式との比較により現時点での株式の時価を評価する方式であるから、実際に将来上場するか否かにかかわらず、相応の合理性を有する」と明示的に述べた。

⁵ 暗黙のと書いたが、控訴審でYは「本件各会社の企業価値は、結局、本件個人等株主が保有する株式の価値に収斂されるものというべきであり、相続税の課税においては、本件各会社の企業価値全体が、本件個人等株主の保有する株式の価額の総額として適正に反映されるよう評価されるべきである」と明示的に主張した。註15参照。

⁶ いわゆる7割評価、8割評価について宰田・註1、176頁参照。

⁷ 租税平等主義に関する先例としていわゆるスコッチライト事件・大阪高判昭和44年9月30日高裁民集22巻5号682頁がある。他税関で20%、神戸税関だけ30%で課税していたという事案につき、「30%の関税を課するのが正当であるけれども」、「税関鑑査部長会議の決議により、全国統一的に本件物品と同種の物品に対しては20%の税率による関税を課することとなり、みぎ状態がかなりの期間継続していたのであるから」、「超過した10%の限度において法律に基づかない違法な課税・徴税処分」に当たるとして租税平等主義に配慮した判示をしたが、行政行為の「瑕疵の存在が客観的に明白」ではないとし、結論としては納税者からの不当利得返還請求を棄却した。その他、後掲渋谷論文9頁が引用する東京地判平成4年3月11日判時1416号73頁、東京地判平成4年7月29日行集43巻6=7号999頁、東京地判平成5年2月16日判タ845号240頁等(評価通達によらない財産評価を認めた例)参照。

宜)を空文化させかねない、という緊張関係がある⁸。

判旨は判旨 I b を重視して判旨 III a を導いたが、判旨 I b は判旨 I a を基とするものであり、判旨 I a を基として判旨 I b を強く効かせつつ、判旨 I a と緊張関係にある判旨 III a を導いた、という構成が見て取れる。このように判旨の構造を解き明かすと、やや強引な構成である。それでも判旨がかような構成をとったことの暗黙の前提として、判旨は本件特則が本件原則より劣った方式であるとの感覚を持っていたのではないか、というのが三の推測である。

六 本件特則: 租税回避対策 vs. 評価の適正化

本評釈三の推測は、判旨 III c (租税回避の危惧の有無)にも基づく⁹。本件特則は租税回避対策に限定されるべきであるとの暗黙の前提を判旨は採用しているのではなかろうか。しかし、判旨 II a (評価通達の枠組み)に立ち返るに、本件特則の趣旨として、租税回避の原因たる穴を塞ぐことが重要なのであろうか、開差の是正・評価の適正化が重要なのであろうか¹⁰。後者を重視すれば、判旨 III c よりも、本件原則による評価と真実の時価との開差が重視されるべきであろう¹¹。

七 本件特則発動スイッチとしての線引の捉え方

しかし、判旨は租税回避対策よりも評価の適正化が重要であるという考え方に与さないように読める。それは、評価会社の「資産構成が類似業種比準方式における標本会社に比して著しく株式等に偏っている」場合に特則を適用するという時の「著しく」の捉え方に表れている。評価通達が「著しく」の表現として 25%以上基準という線引をしたところ、その線引の趣旨をどう捉えるかが問題である。

もしも、本件原則と本件特則とを比べて、本件特則の適用範囲が狭められるべきとの前提があるならば、本件特則を発動するスイッチは安易に押されてはいけない(大会社 25%以上基準の一律適用の合理性が厳しく審査される)という本件判旨の議論も、形式論理として繋がってくる¹²。そして、判旨 III a と判旨 I a との緊張(五)についても、矛盾と評するほどではないとして許容しえよう。

しかし、本件原則より本件特則が優位(真実の時価に近い)との前提ならば、本件特則を発動するスイッチは安易に押されてよいといえよう¹³。まして、額が大きくなりがちで件数の少ない大会社については、判旨 I b の要請が相対的に弱まり、事案毎の評価の適正化(及び評価を通じた課税の公平)の要請が相対的に強まると考え

⁸ 控訴審でYはその旨も主張している

⁹ なお、元々上場企業に匹敵することが通例である大会社について(控訴審でYはそう主張する)、判旨 III b (上場企業との比較)は、意義が(皆無とまでは言えないものの)小さい。判旨・控訴審判決とも読み流すべきであろう。

¹⁰ いわゆる農地売主(または買主)相続事件・最判昭和 61 年 12 月 5 日訟月 33 卷 8 号 2149 頁(または 2154 頁)は、「通達の定める評価方法により評価するものとされている農地自体と同様に取扱うことはできない」とした。そこに至る論理には疑問が残るが、疑問はさておき、租税回避の動機等と無関係に財産評価の適正さを重視した判例といえよう。

¹¹ 後掲佐藤論文 9 頁が、土地保有特定会社に関する東京地判平成 10 年 10 月 30 日税資 238 号 1042 頁(70%以上基準に関し土地保有割合 76%の事案で適用を肯定)を指摘する。

¹² 外国子会社合算税制の適用を否定した東京地判平成 24 年 10 月 11 日平成 22(行ウ)725 号・東京高判平成 25 年 5 月 29 日平成 24(行コ)421 号(控訴棄却確定)(太田洋・北村導人「東京高裁平成 25 年 5 月 29 日判決の検討——実体基準及び管理支配基準を充足するか否か」中里実・太田洋・伊藤剛志・北村導人『タックス・ヘイブン対策税制のフロンティア』143 頁以下、155 頁(有斐閣、2013)参照)は、立証責任を国側に負わせるに当たり、外国子会社合算税制は租税回避行為の否認であるから、その適用範囲は限定されるべきというポリシーを明示した。これは【スイッチが安易に押されてはいけない】という感覚に通ずる。アメリカに於ける伝統的な考え方のように、外国子会社合算税制は課税繰延の否定を通じ課税の公平を図るにすぎず租税回避対策に適用範囲が狭められるべきいわれはない、と仮に考える者がいるならば(但し日本でそういう考え方は支持されない)、そうしたポリシーに反対するであろう。

他方、本件判旨は、本件特則が租税回避対策に限定されるべきであるというポリシーを明示してはいない。しかし、判旨 III c はそうしたポリシーの徴表であるとも読みうるし、そうしたポリシーが暗黙の前提として採用されているならば本件判旨の論理は一応繋がるであろう、というのが本評釈の推測である。

¹³ 幸田・註 1、186 頁の「原則的な評価方式の方が、あまり妥当ではないということになると、株式保有特定会社の範囲を広げることにも合理性がある」も参照(X側代理人弁護士たる書き手の本意ではない)。なお、本件特則による評価が真実の時価に近いとし課税の公平を強調するにしても、仮に本件の株式保有割合が例えば 24%であるならば本件特則による評価は許されないという限りで、判旨 I b (平等)は意味を持つ。

られる。株式保有割合の偏りの「著し」さについて、偏差値 58.1¹⁴(上位2割程となろうか)であっても肯定されてよかつたのではなからうか。

判旨が本件特則の適用範囲は狭くあるべしとの前提を採用するに当たり、判旨 I b が強く効いていると^五で前述したが、本件特則は(判旨 I a を考慮しつつ)評価の適正化を通じた課税の公平を目指したものであった、ということを経視している憾みがあるように思われる。

八 当てはめ:会社一族支配

以上より、大会社 25%以上基準一律適用の合理性を否定した判旨に疑問が残るが、総合考慮に移行することを是とするとしても、当てはめにおいて、「甲社と乙社の持合い関係と、残りの両社の発行済株式をXら同族関係者が所有しているということは、甲社が将来上場することは全く予定されていないということであり、かつ、甲社及び乙社が所有する財産価値の全てをXら同族関係者が支配していることである。このことは、甲社株式の価額を、上場会社の類似業種の株価を比準して評価するよりも、国が主張するように、純資産価額方式を基にしたS1+S2方式によって評価する方が理に適っていることを意味している」¹⁵といった事情を軽視していることについてはなお疑問が残る。非上場株式の流通性の乏しさによる軽減評価といった類似業種比準方式の考慮は、会社の一族支配を守ろうとしている本件事実関係には当てはまらないからである。

九 立証責任(判旨 I c)

ところで、判旨 I c における立証責任が結論を分けたという筋も考えられないではない。判旨は、本件原則よりも本件特則が劣位にあるという暗黙の前提をとっていたのではなく、本件原則と本件特則を並列的に捉えた上で、立証責任を負うY側が、本件原則より本件特則が優位にある(本件特則発動のスイッチは安易に押されてよい)と裁判官を説得するには至らなかった、という筋である。

しかし、この筋は難しいと私は見る。本件原則と本件特則とで優劣なしという前提ならば、判旨 I a を空文化させてまで判旨 III a のような曖昧な基準をたてることは躊躇されると思われる。

先行評釈として、池本征男・国税速報 6265 号 21 頁、伊藤義一・TKC税研情報 21 巻 6 号 1 頁、佐藤英明・ジュリスト 1443 号 8 頁、品川芳宣・税研 170 号 84 頁、渋谷雅弘・ジュリスト 1448 号 8 頁、橋本守次・税務弘報 60 巻 13 号 79 頁、宮崎綾望・法学セミナー増刊速報判例解説 12 巻 197 頁がある。[控訴審評釈…幸田高志・租税研究 768 号 174 頁、品川芳宣・TKC税研情報 22 巻 3 号 50 頁、橋本守次・税務弘報 61 巻 8 号 115 頁、山岡美樹・税経通信 68 巻 9 号 38 頁、渡辺充・旬刊速報税理 32 巻 21 号 32 頁…原稿化時削除]

¹⁴ 控訴審判決におけるX側主張。

¹⁵ 後掲品川論文 87 頁。

更正及び加算税賦課決定取消等請求事件
東京地方裁判所平成21年(行ウ)第28号
平成24年3月2日民事第3部判決

判 決

原告 X1(以下「原告X1」という。)
原告 X2(以下「原告X2」という。)
原告 X3(以下「原告X3」という。)
原告 X4(以下「原告X4」という。)
原告 X5(以下「原告X5」という。)
上記5名訴訟代理人弁護士 T 他5名
被告 国
同代表者法務大臣 小川敏夫
処分行政庁 K税務署長 O
被告指定代理人 I 他5名

主 文

- 1 K税務署長が原告らそれぞれに対して平成19年2月13日付けでした、別紙「処分目録」記載1～5の各処分をいずれも取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求(なお、別紙「処分目録」で定める略称等は、以下においても用いることとする。)

主文と同旨

第2 事案の概要等

1 事案の要旨

本件は、原告らが、平成16年2月28日の亡Cの死亡によって開始した相続(以下「本件相続」という。)に係る相続税の申告をしたところ、K税務署長から、平成19年2月13日付けで別紙「処分目録」記載1～5の各(1)記載の各相続税に係る更正処分及び同各(2)記載の各過少申告加算税賦課決定処分(同別紙記載1～5の各括弧書内の一部取消し及び減額の前後を問わず、上記の各相続税に係る更正処分を、以下「本件各更正処分」といい、上記の各過少申告加算税賦課決定処分を、以下「本件各賦課決定処分」という。)を受けたことにつき、〔1〕本件各更正処分は、本件相続に係る相続財産(以下「本件相続財産」という。)中の株式会社A社(以下「A社」という。)及びQ株式会社(以下「B社」といい、A社と併せて「本件各会社」という。)の各株式の価額の評価額を誤ってされたものであり、相続税法22条に違反するものである、〔2〕仮に上記〔1〕の点に誤りがなかったとしても、原告らにおいては、申告に係る納付すべき相続税額が過少であったことにつき国税通則法(以下「通則法」という。)65条4項にいう正当な理由があったというべきであるなどと主張して、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分(これらを併せて、以下「本件各処分」という。)の取消しを求める事案である。

2 関係法令等の定め

別紙1「関係法令等の定め」に記載したとおりである(同別紙で定める略称等は、以下においても用いることとする。)

3 前提事実(証拠等の掲記のない事実は、当事者間に争いがないか、当事者において明らかに争わない事実である。本項に掲げた事実を、以下「前提事実」という。)

(1)原告ら、D及びEは、いずれも平成16年2月28日に死亡したCの子であり、本件相続における共同相続人である(Cと原告ら、D及びEとの親子関係につき甲2の1～5。なお、上記共同相続人を総称して、以下「本件相続人ら」という。)

(2)ア A社は、昭和23年に設立された合成樹脂及び金属等による容器・キャップ・医療用具・医薬部外品等の製造および販売等を目的とする資本金の額が4億3200万円の株式会社である(乙6)。本件相続の開始の日の直前期末である平成15年5月31日の時点における同社の総資産価額(帳簿価格)は2120億7668万0565円、従業員数は5291名であり、当該直前期末以前1年間である平成14年6月1日から平成15年5月31日までの事業年度における同社の取引金額は1882億0001万0637円であって(甲3)、同社は大会社に当たる。

イ B社は、昭和41年に設立された不動産の取得及び管理等を目的とする資本金の額が9億9000万円の株式会社である(乙7)。本件相続の開始の日の直前期末である平成15年2月28日の時点における同社の総資産価額(帳簿価格)は98億2222万8821円、従業員数は5名以下であり、当該直前期末以前1年間である平成14年3月1日から平成15年2月28日までの事業年度における同社の取引金額は3億6845万2448円であって(甲3)、同社は中会社に当たる。

ウ 本件相続の開始の時点(平成16年2月28日)において、A社は、B社の発行済株式総数198万株のうち165万9240株(発行済株式総数の83.8%)を有しており、また、B社は、A社の発行済株式総数864万株のうち645万3400株(発行済株式総数の約74.7%)を有していたものである。なお、A社の株式(以下「A社株式」という。)及びB社の株式(以下「B社株式」といい、A社株式と併せて「本件各会社株式」という。)は、いずれも取引相場のない株式に当たるところ、本件相続の開始の時点におけるA社株式の価額を大会社についての原則的評価方式である類似業種比準方式を用いて評価すると、1株当たり4553[判時]によれば4653[円]となる。

(3) 本件相続財産には、A社株式64万5400株及びB社株式17万8200株が含まれている。

(4) 原告らによる本件相続に係る相続税の申告(以下「本件申告」という。)、本件各処分、本件各処分についての原告らの異議申立て及びこれらに対するK税務署長の各決定(以下「本件各異議決定」という。)、これらの各決定を不服としての原告らの審査請求及びこれらに対する国税不服審判所長の各裁決(以下「本件各裁決」という。)並びにK税務署長が平成23年2月28日付けでした本件相続に係る相続税の納付すべき税額を減額する内容の各更正処分(以下「本件各再更正処分」という。)及び本件各賦課決定処分に係る過少申告加算税の額を減額する内容の各賦課決定処分(以下「本件各変更決定処分」という。)の経緯は、それぞれ、被告別表1「課税の経緯」の1-1から1-5までの各表の「期限内申告」欄、「本件各処分」欄、「異議申立て」欄及び「同上決定」欄、「審査請求」欄及び「同上裁決」欄並びに「本件各再更正処分」欄に記載されているとおりである。

(5) 原告らは、平成21年1月21日、本件訴えを提起した(当裁判所に顕著な事実)。

4 本件各処分の根拠及び適法性に関する被告の主張並びに相続税額に関する原告らの主張

(1) 本件各処分の根拠及び適法性に関する被告の主張の要点は、後記6に被告の主張の要点として掲げたもののほか、別紙2「本件各処分の根拠等に関する被告の主張」に記載のとおりである(なお、同別紙で定める略称等は、以下においても用いることとする。)

(2) 相続税額に関する原告らの主張の要点は、後記6に原告らの主張の要点として掲げたもののほか、別紙3「相続税額に関する原告らの主張」に記載のとおりである。

5 争点

(1) 本件相続開始時に本件各会社が有していた資産(本件各会社株式を除く。)の価額に係る評価額(争点1)

(2) A社が株式保有特定会社[評価通達189の(2)]に該当するか否か(争点2)

(3) 本件各会社株式の「時価」(相続税法22条)の評価方式及びその金額(争点3)

(4) 原告らにつき通則法65条4項に規定する正当な理由が認められるか否か(争点4)

6 争点に関する当事者の主張の要点

(1) 本件相続開始時に本件各会社が有していた資産(本件各会社株式を除く。)の価額に係る評価額(争点1)

ア 原告らの主張の要点

本件相続開始時に本件各会社が保有していた資産(本件各会社株式を除く。)の評価額は、[1]A社については、原告別紙3の「A社の資産及び負債」と題する表の「資産の部」の各「科目」欄[「有価証券(B社株式)」、「合計」、「株式等の価額」及び「株式保有割合」の各欄を除く。同原告別紙の個々の「科目」欄については、以下「原告別紙3の『現金』欄」のように略称する。]にそれぞれ対応する「原告らの主張」欄に記載されているとおりであり、[2]B社については、原告別紙1の「B社の資産及び負債」と題する表の「資産の部」の各「科目」欄[「有価証券(A社株式)」及び「合計」の各欄を除く。同原告別紙の個々の「科目」欄については、以下「原告別紙1の『現金』欄」のように略称する。]にそれぞれ対応する「原告らの主張」に記載されているとおりである。なお、原告らにおいて被告の主張と異なる評価額を主張している資産に関する原告らの主張は、次のとおりである。

(ア) 本件相続開始時にA社が保有していた資産の評価額について

a B社株式以外の株式(その内訳は、甲2の1~5の各表1-5の付表1参照)

(a) R株式会社(以下「R社」という。)の株式(甲2の1~5の各表1-5の付表1No. 5及び表3-1~6参照)R社の資産のうち、[1]仮払金(法人税240万2900円及び都民税506万9900円)は、資産性がないことから0円と評価すべきであり、[2]事業税還付金の額は745万3200円が正しい。また、[3]平成15年5月にされた減額更正による還付金1億0346万0900円を未収税金として計上すべきであり、さらに、[4]平成16年の固定資産税6万7400円が負債として未払計上されていないので、これを負債に計上すべきである。以上を前提とすれば、R社の株式の1株当たりの評価額は2万1836円とすべきであり、A社が保有する8181株の評価額は合計1億7864万0316円となる。

(b) ■ ■ ■(以下「S社」という。)の株式(甲2の1~5の各表1-5の付表1No. 2及び表2-1~3参照)

[1]本件各異議決定及び本件各裁決においては、S社の資産及び負債につき、直前期末である平成15年12

月31日の時点における為替レートである1米ドル当たり118.30円を用いて米ドルを用いた評価額から円を用いた評価額への換算を行っているところ、上記の換算については、課税時期(課税時期が土曜日であったためその前日である平成16年2月27日)の時点における為替レートである1米ドル当たり108.57円を用いて行うべきである(評価通達4-3)。

[2]S社は、■ ■ ■ ■ ■ ■ (アメリカ合衆国法人。以下「T社」という。)に対して255万2263.50米ドルの債権を有していたが、同社が同国の連邦倒産法第11条(いわゆるチャプター11)の適用を受けて倒産したため、同社の再生計画に基づき、債権額の20%である50万9418.72米ドルについて、平成16年1月7日以降、3か月ごとに24回に分割して1回当たり2万1225.78米ドルずつの弁済を受けることとなった。評価通達によれば、上記債権のうち上記の50万9418.72米ドルを超える部分は、債権の価額には算入されず[同通達205の(2)のいわゆる柱書]、また、22回目以降の弁済額合計6万3677.34米ドルも、同様に債権の価額に算入されないことになるから[同通達205の(2)ロ]、T社に対する上記債権の評価額は、44万5741.38米ドルとなる。

[3]以上を前提とすると、S社の株式の1株当たりの評価額は288万6615円とすべきであり、A社が保有する900株の評価額は合計25億7995万3500円(原告らの主張のまま。原告別紙3中の「B社以外の株式等」と題する表参照)となる。

b 仮払金

原告別紙3の「A社の資産及び負債」と題する表の「資産の部」の「仮払金」の内訳は、同原告別紙の「仮払金」と題する表に記載されているとおりであるところ、これらの仮払金のうち「永年勤続表彰者」及び「給料」については、いずれも資産性がなく0円と評価すべきである。また、「海外旅費」については、1万米ドルのキャッシュであるため、課税時期(課税時期が土曜日であったので、その前日である平成16年2月27日)における為替レートである108.57円によって円を用いた評価額への換算をすべきであり、その評価額は108万5700円となる。

c 前払費用

前払費用は、短期間で費用化されるものであり、資産性が無いものであるから、0円と評価すべきである。

d 外貨預金

本件相続開始当時、A社は、Uトラストに係る当座預金1万0575.91米ドルを保有していたところ(原告別紙3の「当座預金」と題する表参照)、本件各異議決定及び本件各裁決においては、上記預金は131万1672円と評価されていた。この評価額は、直前期末である平成15年12月31日の時点における為替レートである1米ドル＝118.30円を用いて邦貨への換算を行ったものであるが、課税時期(課税時期が土曜日であったためその前日である平成16年2月27日)の時点における為替レートである1米ドル＝108.57円を用いて行うべきであり、そうすると、Uトラストに係る当座預金の評価額は114万8227円となる。

e 機械装置

純資産価額の算定上、建物(建物に含まれる建物付属設備を含む。)以外の減価償却資産は、通常、未償却残高で評価されること、その減価償却資産について特別償却(通常より割増をした償却)が行われている場合には、通常の減価償却が行われた場合より未償却残高が少なくなっている。機械装置(甲2の1～5の各表1の付表2「資産の部」)については、特別償却を行わなかった場合の未償却残高を計算し、これを評価額とするのが相当であるというべきであり、その総額は485億8828万3281円となる(甲46の1～3、51の1～3の2、52、53)。

f 土地

(a)A社が保有する原告別紙17記載の各土地の評価額(時価)は、最低でも本件各裁決が用いた路線価による評価額(倍率方式による評価額を含む。以下同じ。甲3の別表4参照)に1.25を乗じた額(路線価による評価額を0.8で割り戻した額。以下「路線価割戻評価額」という。)であるものというべきであり、また、上記各土地のうち原告らにおいて行った価格調査(いわゆる簡易鑑定)による評価額が路線価割戻評価額を超えるもの(同別紙において「価格調査による額により評価」とされているもの。)については、当該調査による評価額(甲23の1～8。以下「簡易鑑定による評価額」という。)を採用すべきである。

(b)すなわち、路線価は、「評価上の安全性をも考慮して評定した価額(地価公示価格と同水準価格の8割程度の価格)」(甲55)により評定されているものである。本件においては、A社が保有する上記各土地を路線価により評価すると、A社の有する各資産の評価額の合計額のうち占める「株式等の価額の合計額(相続税評価額によって計算した金額)」の割合が25%を超え、A社株式は株式保有特定会社の株式として評価すべきこととなる結果、被告の主張によれば1株当たり1万9002円(本件相続財産に含まれる64万6400株では合計122億8289万2800円)となる一方、路線価と比較してより「時価」に近い価格である路線価割戻評価額及び簡易鑑定による評価額により上記各土地を評価すると、A社が株式保有特定会社に該当しないことになり、A社株式については原則的評価方式である類似業種比準価額方式により評価すべきことになって、その評価額は1株当たり4653円(64万6400株では合計30億0769万9200円)となる。このように、A社株式を評価するに当たり、同社が保有する資産を評価の安全性を考慮した価額である路線価により評価すると、そうでない場合と比較して、そ

の評価額が4倍に跳ね上がるというのであるから、上記各土地を評価通達の定める路線価方式により評価することは著しく不相当であり、それ以外の、客観的時価を超えることがなく、しかし客観的時価により近似する価額を求め得るような方法で評価するのが相当である(東京高裁平成11年8月30日判決・税務訴訟資料244号400頁参照)。そして、路線価割戻価額及び簡易鑑定による評価額を用いた前記(a)のような評価方式は、客観的時価を超えることがなく、しかし客観的時価により近似する価額を求め得るような方法として合理的なものというべきである。

(c)したがって、A社が保有する原告別紙17記載の各土地の評価額(時価)は、同原告別紙の各「主張額」欄記載の価額(単位・円)に記載されているとおりである。

(イ)本件相続開始時にB社が保有していたS社の株式(甲2の1～5の各表17-5の付表3No. 2参照)の評価について前記(ア)a(b)のとおり、S社の株式の1株当たりの評価額は288万6615円とすべきであるから、B社が保有する40株評価額は合計1億1466万4600円となる(原告らの主張のまま。原告別紙1中の「A社以外の株式」と題する表参照)。

イ 被告の主張の要点

本件相続開始時に本件各会社が保有していた資産(本件各会社株式を除く。)の評価額は、[1]A社については、被告別表13の「1. 資産及び負債の金額(課税時期現在)」欄の「資産の部」の各「科目」欄[「有価証券(株式及び出資)」欄中の「B社」欄、「合計」欄を除く。]に対応する各「相続税評価額」欄に記載されているとおりであり、[2]B社については、被告別表9の「1. 資産及び負債の金額(課税時期現在)」欄の「資産の部」の各「科目」欄[「有価証券(株式及び出資)」欄中の「A社」欄、「合計」欄を除く。]に対応する各「相続税評価額」欄に記載されているとおりである。なお、これらの各資産のうち、前記ア(ア)及びイ)に掲げられているものに関する被告の主張は、次のとおりである。

(ア)本件相続開始時にA社が保有していた資産の評価額について

a B社株式以外の株式

(a)R社の株式

[1]R社の株式に関する原告らの主張[前記ア(ア)a(a)]のうち、仮払金(同[1])、事業税還付金(同[2])及び未払固定資産税(同[4])に関する部分は、相当なものというべきである。

[2]平成15年5月にされた減額更正による還付金[前記ア(ア)a(a)[3]]については、原告らは、その金額を明らかにする資料等を提出していないが、国税に関するものについては、甲11の1に記載された原告ら主張額(法人税還付金額については、平成13年3月期1426万6600円及び平成14年3月期4784万1800円。消費税還付金については、平成13年3月期209万1300円及び平成14年3月期745万0600円。)のとおりである。一方、地方税に関するもの(地方税還付金及び事業税還付金)については、平成13年3月期分については、甲11の1に記載された原告ら主張額(地方税還付金295万3200円、事業税還付金421万6100円)であるが、平成14年3月期分については、法人税額が4824万7700円から40万5900円に減額となっていることから、地方税還付金は990万3100円、事業税還付金は1481万9700円ということになる。したがって、上記還付金の金額は、合計1億0354万2400円ということになる。

[3]前記[1]及び[2]を前提にすると、R社の株式の評価額は、1株当たり2万1835円(被告別表21の第3表「4. 株式及び株式に関する権利の価額」欄内の「株式の評価額」欄の金額)となり、A社が保有するR社の株式8181株の評価額は、合計1億7863万2135円となる。

(b)S社の株式

[1]本件においては、原告らが主張するとおり、1米ドル当たり108.57円として、S社の保有する資産及び負債の価額の邦貨換算をすることが相当である。[2]また、S社のT社に対する255万2263.50米ドルの債権については、同社の再生計画において切捨てられる金額及び課税時期後5年を経過した日後に弁済されることとなる部分の金額の合計額210万6522.12米ドル(前記[1]による邦貨換算後の金額2億2870万5106円。なお、原告らは、この額を2億2870万4000円と算定しているが、これは、原告らの計算過程における1ドル未満の金額を切り捨てているなどの端数計算の相違に起因するものと考えられる。)を除いて評価するのが相当である。

以上を前提とすれば、S社の株式の評価額は、1株当たり286万6614円(被告別表22の第3表「4. 株式及び株式に関する権利の価額」欄内の「株式の評価額」欄の金額)となり、A社が保有するS社の株式900株の評価額は、合計25億7995万2600円となる。

b 仮払金

(a)原告らは、仮払金のうち11億7495万2300円が法人税に係るものである旨主張するが、原告らの主張する上記金額は、法人税に係る仮払金9億7376万3600円及び住民税に係る仮払金2億0118万8700円の合計金額である。そして、上記法人税及び住民税に係る仮払金については、原告ら主張のとおり、資産性は認められない。

(b)原告らが資産性がないと主張する仮払金のうち、永年勤続表彰者に係る金員並びに給与及び海外旅費については、原告らはこれらの仮払金の資産性がないことを立証する証拠を提出しておらず、また、被告が調査し

た限りにおいても、原告らの上記主張を裏付ける事実は見当たらないから、資産性がないものとは認められない。

c 前払費用

原告らは、前払費用は短期間で費用化されるものであり、資産性がないものであるから、零円で評価すべきである旨主張する。しかし、前払費用の資産計上の要否については、課税時期における資産性(財産性)の有無により決すべきものであるところ(乙23)、原告らは、上記前払費用が資産性がないものであることを立証する証拠を提出しておらず、また、被告が調査した限りにおいても、原告らの上記主張を裏付ける事実も見当たらないから、原告らが主張する前払費用については、資産性がないものとは認められない。

d 外貨預金

(a) 本件においては、原告らが主張するとおり、1米ドル当たり108.57円としてA社が保有する外貨預金の邦貨換算をするのが妥当である。

(b) 原告らは、Uトラストに係る当座預金131万1672円について、誤った為替相場(平成15年5月31日時点の為替相場である1米ドル当たり118.30円)に基づいて1万0575.91米ドルを円換算したものであると主張するようであるが、そもそも、原告らが主張する1万0575.91米ドルを上記為替相場(1米ドル当たり118.30円)に従って換算しても、131万1672円とはならない(1万0575.91米ドル×118.30円=約125万1130.15円となる)。また、甲19の2には、平成15年5月31日現在のUトラストの当座預金として131万1672円と記載されている一方で、甲19の4には、A社がUトラストの当座預金として1万0575.91米ドルを保有していることを証する記載は見当たらず、被告の調査した限りにおいても、1万0575.91米ドルを保有している事実は見当たらない。したがって、原告らの上記主張は、その金額の算定根拠を欠いている。

e 機械装置

原告らは、特別償却が行われている機械装置について、特別償却を行わなかった場合の未償却残高485億8828万3281円を評価額とすべきである旨主張する。しかし、被告が主張するA社の株式保有割合約25.9%(株式保有特定会社の判定上の割合は、1%未満の端数を切り捨てた25%となる。)は、A社の保有する株式及び出資の価額の合計額795億5158万1000円(被告別表13の〈イ〉欄の金額)を同社の総資産価額3069億9835万5000円(同別表の〔1〕欄の金額)で除して算出されたものであるところ、仮に、上記総資産価額に、原告らの主張する機械装置の未償却残高の増加額(すなわち純資産価額の増加額)2億0010万7627円を加算して株式保有割合を算出したとしても同社の株式保有割合は約25.8%(同別表の〈イ〉欄の金額795億5158万1000円を、同別表の〔1〕欄の金額3069億9853万5000円に機械装置の未償却残高の増加額2億0010万7627円を加算し、1000円未満の端数を切り捨てた金額3071億9846万2000円で除して算出)となるにすぎず、A社が株式保有特定会社に当たるか否かの判定には特段の影響はない。また、A社株式について、評価通達189-3に定めるS1+S2方式により評価する場合、S1の金額[株式保有特定会社が有する株式等と当該株式等に係る受取配当収入がなかったとした場合の同社株式の会社規模に応じた原則的評価方式による評価額。評価通達189-3の(1)]は、類似業種比準方式により評価した金額(被告別表18〔12〕欄の金額)又は純資産価額方式により評価した金額(同別表18〔13〕欄の金額)のいずれか低い金額となる(同別表18〔15〕欄の金額)。そして、被告主張に係るA社株式のS1の金額は、類似業種比準方式により評価した金額4504円(同別表18〔15〕欄の金額)となること、仮に、同社の資産の価額に、原告らの主張する機械装置の未償却残高の増加額(すなわち純資産価額の増加額)2億0010万7627円を加算して純資産価額方式により評価したとしてもなお、類似業種比準方式により評価した金額の方が低額となることには変わりはない。なお、A社株式に係るS1の金額を類似業種比準方式により算出する場合に、上記純資産価額の増加額が影響することはなく、したがって、仮に、原告ら主張に係る機械装置の評価額を前提としても、結局のところ、被告主張に係るA社株式の評価額に影響はなく、その結果、B社株式の評価額にも影響がない。

以上のとおり、仮に、原告ら主張に係る機械装置の評価額を前提としても、被告主張に係るA社の株式保有特定会社の判定や本件各会社の株式に係る各評価額には何ら影響はない。

f 土地

(a) 株式保有特定会社の判定は、飽くまでも、課税時期において評価会社の有する「各資産をこの通達に定めるところにより評価した価額の合計額のうち占める株式及び出資の価額の合計額の割合」(株式保有割合)が評価通達189の(2)に定める基準(大会社につき25%、中会社及び小会社につき50%)を超えているか否かによって行われるべきものであるから、路線価割戻価額を基に株式保有割合を計算するという原告ら主張の方法に合理性がないことは明らかである。

(b) 原告らは、評価通達は、その6において、同通達に定める評価方式を画一的に適用すると著しく課税の公平を欠くこととなる場合に、個々の財産の価額に応じた適正な時価評価が行えるよう定めているところ、本件では、評価の安全性を考慮した結果として、かえって株価が跳ね上がるという事態が生じているのであり、これは正に、「評価通達に定める評価方式を画一的に適用することによって実質的な租税負担の公平を著しく害することが明らかな場合」に当たる旨主張する。

しかしながら、そもそも本件各会社株式の評価額は、別紙2「本件各処分根拠等に関する被告の主張」の第3の2のとおり算定されるべきであり、当該算定された評価額が正に適正な評価額であるから、「株価が跳ね上がる」と認識すること自体が誤りである。

また、その点はおくとしても、原告らは、路線価割戻評価額により評価すべきものとする各土地(原告別紙17記載の各土地のうち、簡易鑑定による評価額により評価したもの以外のもの。)について、「評価通達に定められた評価方式を画一的に適用することによって、かえって実質的な租税負担の公平を著しく害することが明らか」な具体的事情を何ら主張立証していない。原告らは、結局のところ、A社の株式保有割合を引き下げる手段として、同社が保有する土地の一部につき、その評価額をし意的に引上げているにすぎない。

(c) 特定の納税者あるいは特定の相続財産についてのみ評価通達に定める方式以外の方法によってその評価を行うことは、たとえその方法による評価額がそれ自体としては相続税法22条の定める時価として許容できる範囲内のものであったとしても、納税者間の実質的な租税負担の公平を欠くことになるため許されないというべきであって、評価通達に定める評価方式を画一的に適用することによって、かえって実質的な租税負担の公平を著しく害することが明らかなる場合に初めて、評価通達6により国税庁長官の指示を受けて評価することとなるというべきところ、原告らは、簡易鑑定による評価額(甲23の1～8)によるべきとする各土地(原告別紙17記載の各土地のうち、「価格調査による額により評価」したとされているもの。)について、評価通達に定める評価方式によらず調査価格によるべきとする根拠、すなわち「評価通達に定められた評価方式を画一的に適用することによって、かえって実質的な租税負担の公平を著しく害することが明らか」な具体的な事情を一切明らかにしていない。仮に、原告らにおいて路線価割戻評価額により評価すべきものとした各土地についてと同様、「本件では、評価の安全性を考慮した結果として、かえって株価が跳ね上がるという事態が生じて」いることをその根拠とするのであれば、原告らの主張が失当であることは、前記(b)で述べたとおりである。

(イ) 本件相続開始時にB社が保有していたS社の株式の評価について

前記(ア)a(b)のとおり、S社の株式の1株当たりの評価額は286万6614円とすべきであるから、B社が保有する40株評価額は合計1億1465万4560円となる。

(2) A社が株式保有特定会社〔評価通達189の(2)〕に該当するか否か(争点2)

ア 原告らの主張の要点

(ア) 評価通達の定め非合理性

a 会社の有機的事業体としての価値を反映した上場会社に対する株式市場の評価を基にして類似業種の非上場会社の株式を評価する類似業種比準方式は、少なくとも上場会社との比較に適している大会社の株式については、純資産価額方式よりも明らかに優れている。また、会社の有機的事業体としての価値が各会社資産の時価を単純に合計したものを上回る保証はなく、純資産価額方式による評価が株式の最低限の価額を示すということもない。したがって、A社のような大会社の株式については、原則として類似業種比準方式をもって評価すべきであり、純資産価額方式そのもの又は純資産価額方式を加味した別の評価方式を用いることが許容されるのは、そのような原則からの逸脱に関して合理的な必要性が存在する場合において、その必要性の面から合理的な範囲内に限られるものというべきである。

b 前記aのとおり、大会社の株式については類似業種比準方式をもって評価するのが原則ではあるが、株式を保有させる目的で用意した持株会社に保有株式を譲渡して、その譲渡された株式の時価が持株会社の株式の評価額に反映されないような状態を作出することによる節税ないし租税回避行為に対応するため、そのような持株会社の株式について、類似業種比準方式ではなく、純資産価額方式又は純資産価額方式を加味した評価方式を用いることは合理的であり、その意味では、株式保有特定会社の株式について特別の評価方式が設けられていること自体には合理性がある。しかし、資産中に占める土地等の割合が70%以上(土地等以外の資産の割合が30%以下という非常に低い割合)となっている会社のみを土地保有特定会社とする評価通達189の(3)に定める土地保有特定会社に関する基準とは異なり、大会社につき株式保有割合が25%で株式等以外の資産の割合が75%と相当高い割合となっている会社をも一律に株式保有特定会社とする同通達189の(2)の定める基準は、合理性に欠ける。すなわち、そのような基準では、被告の主張するように、平均的な会社における株式等以外の資産の割合が80%台であったとしても、それが75%へと平均的な会社のそれから多少低下するだけで、株式保有特定会社に該当することになってしまい、問題であるし、類似業種比準方式において標本会社とされる会社には、株式保有割合が100%に近い持株会社も含まれており、形式的に株式保有割合が高い持株会社であることのみをもって、類似業種比準方式による評価という原則から逸脱する合理性はない。節税ないし租税回避行為としての要素が現に存在するか、少なくともそのような要素の存在が明らかに推認できるような状況において初めて、株式保有特定会社の株式としての特別の評価方式を用いることに合理性があるというべきである。

c 被告が評価通達189の(2)に定める基準の合理性の根拠として掲げる法人企業統計に基づく数値でも、有価証券が総資産に占める割合は、本件相続が生じた平成15年度において17.39%であり、25%から大きく離れた数値とはいえない。しかも、かかる法人企業統計に基づく数値は、簿価に基づく数値であって、一般的な企

業における時価による株式保有割合が10%台であることについては何も裏付けがないところ、時価と簿価はかい離していることが一般的であるし、かかる時価と簿価のかい離が非常に大きなものとなっていることもよくあることである(A社も、簿価によれば株式保有割合は約3.6%である。)。被告は、あたかも原告らの側で一般的な企業における時価による株式保有割合が25%以上であることを示す必要があるかのように主張するが〔後記イ(ア)a〕、株式保有割合25%以上という基準の合理性については、そのような基準を定立した被告側においてその裏付けを示すべきである。

d 例えば、株式保有割合50%超というようなその数値だけで持株会社と分類することに合理性のある数値を用いるのならばともかくとして、株式保有割合25%以上という数値のみをもって持株会社と位置付けることは通常はない数値であり、かつ、一般的な企業における株式保有割合と著しくかい離していることが明らかでもない数値をもって、一律に株式保有特定会社としてしまうという基準は、相当ではない。株式保有割合25%以上という数値を用いるのならば、せいぜい株式保有割合25%以上の会社については節税ないし租税回避行為としての要素が存在するか否かを重点的に審査するともいうように、株式保有特定会社としての最終的な認定に必ずしも直結しない基準として用いるのが、合理性の面から許容できる限度であるものというべきである。

(イ) 評価会社と他の会社との間で株式の持ち合い関係がある場合における、株式保有割合の計算方法

a 通達は、税務当局における法令の統一的な執行を確保する機能を果たすための上級行政庁から下級行政庁への命令ないし指針であり、税務当局における一種のマニュアルとしての役割を果たすものである。通達に正面から定められていない事項につき、通達の部分的な文言にこだわり、それ自体を解釈の対象とするのは、マニュアルに正面から定められていない事項につき、その部分的な文言にこだわり、そのみに基づきマニュアル対象業務の解決を図ろうとするのと同様であって、正しい手法とはいえない。評価通達189の(2)は、評価会社の株式保有割合の計算において分母及び分子に当てはめるべき評価会社の各資産の評価につき、「この通達に定めるところ」による旨を定めているところ、同項が株式保有割合という株式保有特定会社に該当するか否かの基準に関する定めであることからすれば、同項にいう「この通達に定めるところ」とは、同通達のそれ以外の部分を指すと考えるのが自然であるとも考えられるのであって、そこに株式保有特定会社等の株式の評価に関する定めも含まれるのかどうかは、同通達の文言自体から明らかではなく、評価会社が保有する他の会社の株式の評価につき、当該他の会社が株式保有特定会社に該当することを考慮しなければならないかどうかにつき正面から答える定めが同通達にあるわけでもない。

b 被告が主張するように、評価会社の株式保有割合を計算するに当たり、評価会社と株式の持ち合い関係がある他の会社が株式保有特定会社に該当するか否かを判断しなければならないとすると、当該他の会社が保有する株式を発行している評価会社が株式保有特定会社に該当するか否かをまず判断しなければならないことになるから、判断しなければならないことが堂々巡りをしてしまう結果となり、妥当ではない。評価会社が株式保有特定会社に該当するか否かを判断するために評価会社の株式保有割合を計算する場合において、評価会社と他の会社との間で株式の持ち合い関係があるときは、当該他の会社が株式保有特定会社に該当するか否かに関係なく、評価会社が保有する当該他の会社の株式を原則的評価方式で評価して評価会社の株式保有割合を計算すべきである。平成16年12月に東京国税局課税第一部の資産課税課及び資産評価官が作成した資産税審理研修資料(甲4)においても、上記のような株式保有割合の計算方法が支持されている。被告は、甲4は、簡便性の見地から採り得る判定方法として示されたものにすぎず、本件においてはそのような簡便な判定方法を用いるのは合理性がない旨主張するが、いくら精緻な計算により株式保有割合を計算しようとも、その計算された株式保有割合が25%以上であることにより、持株会社としての実態があることが裏付けられるとはいえないし、ましてや節税ないし租税回避行為としての要素があるなどとは結論付けられない。そうである以上は、株式保有割合を無駄に精緻に行うことよりも、持株会社としての実態があるか否かを考慮する方が、株式保有特定会社の株式としての特別の評価方式を用いる場合を画する基準として、はるかに合理的である。

(ウ) A社が株式保有特定会社に該当しないこと

a A社は、5000人以上の従業員を擁し、化粧品、シャンプー・リンス、薬品、洗剤、食品等のペットボトル、容器等の製造販売により売上高1882億円を有する、合成樹脂容器の製造販売では我が国トップシェアを誇る一流企業であり、また、被告の主張によっても、A社の株式保有割合は26%程度であって、それは異常と決めつけられるような数値ではない。上記のように大半のリソースは自ら行う事業に用いており、またほとんどの利益は自ら行う事業から得ているA社は、株式保有目的の持株会社には該当せず、ましてや原告ら株主が本来直接保有しているはずの株式を間接保有に切り替えるために用意した持株会社ではない。したがって、前記(ア)dにおいて述べたとおり、株式保有割合25%以上という基準を、節税ないし租税回避行為としての要素が存在するか否かを重点的に審査する対象を画するというような株式保有特定会社としての最終的な認定に必ずしも直結しない基準として用いた場合、A社は、株式保有特定会社として取り扱われるべき会社ではない。

b 別紙3「相続税額に関する原告らの主張」第1の1の第1段落のとおり、本件各会社がそれぞれ保有する資産等を本件各異議決定及び本件各裁決に記載されている価額で評価した場合〔ただし、A社保有のB社株式は、前記(イ)bにおいて述べたところに従い、原則的評価方式により評価した。〕であっても、A社の株式保有割合

は約18%にすぎず、大会社を株式保有特定会社と評価すべき基準として評価通達189の(2)が定める25%を下回るから、A社が株式保有特定会社に当たらないことは明らかである。c 仮に、被告主張のとおり、株式保有割合の計算に当たってA社保有のB社株式を株式保有特定会社の株式として評価すべきものであるとしても、前記(1)アにおいて述べた本件各会社の保有する資産等の正しい評価額を反映させると、別紙3「相続税額に関する原告らの主張」第1の1の第2段落のとおり、A社の株式保有割合は約24.5%となり、25%に達しないことになるから、やはりA社は株式保有特定会社に当たらないこととなる。d 被告は、株式保有割合を算出する算式の分子となる「株式及び出資の価額の合計額」に含めていなかったV優先株式(甲2の1～5の各表1～5の付表4のNo. 1参照)につき、評価通達188-4及び188-5の定めを挙げるとともに、国税庁のホームページに掲載された種類株式の評価に関する質疑応答事例の写し(乙31)を提出して、同通達189の(2)にいう「株式」とは旧商法上の株式をいうから、上記「株式及び出資の価額の合計額」に含めるものである旨主張する。

しかし、評価通達188-4及び188-5は、いずれも特殊な種類株式の評価に関する定めであって、「株式」の意義について定めたものではなく、また、乙31においても「株式とは何か」が定義されているわけではないから、上記のような被告の主張の根拠とはならない。乙31では、被告のいう「V優先株式とその内容がほぼ同一の株式」を、株式であるにもかかわらず「利付公社債」という債券に準じて評価すべきものとされているのであるから、株式保有特定会社の判定に際して問題となる「株式」の解釈に当たっても、実質的に債券と同様の性質を有する株式はこれを除くという結論を導くことも容易である〔本件各異議決定においては、このように解釈したからこそ、わざわざ「有価証券(株式及び出資)」とは区別して「有価証券(その他)」という項目を立てた上で、V優先株式を後者に含めることとし、その価額を「株式及び出資の価額の合計額」から除外したのではないかと考えられる。〕。

また、仮に、V優先株式の価額が「株式及び出資の価額の合計額」に加算されるとしても、A社の株式保有割合が25%未満となることに変わりはない。

イ 被告の主張の要点

(ア) 財産評価の原則と評価通達の定め合理性

a 相続税法22条にいう「時価」とは、相続開始時における当該財産の客観的な交換価格をいうものと解すべきであるが、課税実務上は、評価通達に定められた画一的な評価方式によって相続財産を評価することとされている。これは、相続財産の客観的な交換価格を個別に評価する方法を採ると、その評価方式、基礎資料の選択の仕方等により異なった評価額が生ずることを避け難く、また、課税庁の事務負担が重くなり、課税事務の迅速な処理が困難となるおそれがあること等から、あらかじめ定められた評価方式により画一的に評価する方が、納税者間の公平、納税者の便宜及び徴税費用の節減という見地から見て合理的であるという理由に基づくものと解される。そうすると、特に租税平等主義という観点からして、評価通達に定められた評価方式が合理的なものである限り、これを画一的に適用するという形式的な平等を貫くことによって、かえって実質的な租税負担の公平を著しく害することが明らかな場合を除き、特定の納税者ないし相続財産についてのみ同通達に定める方式以外の方法によって評価を行うことは、その方法による評価額がそれ自体としては相続税法22条の定める時価として許容できる範囲内のものであったとしても、納税者間の実質的負担の公平を欠き、許されないというべきである。殊に、本件各会社株式のような取引相場のない株式にあっては、市場価格が形成されていないため、合理的と考えられる評価方式によって時価を評価するほかに、同通達の定める評価方式が合理性を有する限り、それによって得られた評価額をもって「時価」と推定することを妨げないというべきである。

b 評価通達は、評価会社の事業規模に応じて異なる評価方式を採用し、そのうち類似業種比準方式は、大会社(上場会社に匹敵するような事業規模の評価会社)の株式について適用される方式である。しかし、大会社の中には、上場会社に比べて会社の総資産のうち占める各資産の保有状況が株式や土地などの特定の資産に偏った会社等も見受けられる。このような会社の株式の価額は、その保有する株式や土地等の価値に依存する割合が高いものと考えられ、かかる会社の株式については、一般の評価会社に適用される類似業種比準方式により適正な株価の算定を行い難く、同方式による評価額と適正な時価との間に開差を生ずることになる。そして、この開差がこれを利用した租税回避行為の原因にもなっていることから、課税の公平の観点から、そのような開差の是正及び評価の一層の適正化を図る目的で、平成2年8月3日付け直評12・直資2-203をもって評価通達の一部改正(この改正を、以下「評価通達の平成2年改正」という。)が行われたものであり、同改正により定められた同通達189は、評価会社の資産の保有状況、営業の状態等が一般の会社と異なる「株式保有特定会社」等の株式につき、「特定の評価会社の株式」として特別な評価方式により評価することとした(具体的な評価方式は、同通達189-2以下において定められている。)

c [1] 株式保有特定会社に該当するか否かを判断する際の株式保有割合を大会社25%、中会社及び小会社50%とし、[2] 株式保有特定会社の株式の評価方式としてS1+S2方式を設けた評価通達の平成2年改正の背景と趣旨について、当該改正当時の担当官は、次のとおり説明している(乙11)。

(a) 前記[1]について

株式保有割合25%又は50%という基準は、当時の会社の株式保有割合の実態を調査した上で設けたもので

あるところ、大会社についての25%という数値自体、一般の会社に比べたらかなり異常な数字である。すなわち、法人企業統計等では、資本金10億円以上の会社の株式保有割合は7.8%との数字があるが、これを実際の相続税評価額ベースに直すとそれを若干下回ると考えられ、25%でも一般会社の3、4倍という数字になるから、そこで線引きをする理由はある。

(b) 前記〔2〕について

株式保有特定会社の株式の評価においてS1+S2方式が採用された理由は、純資産価額方式に対して簡便法を設ける必要があることと、実際に事業を行っている部分について、類似業種比準方式をできるだけ認めたいということの2点にある。

d(a) 甲5においては、評価通達189の(2)において株式保有特定会社に該当する基準が大会社につき株式保有割合25%と定められている根拠につき、大会社に属する会社の株式保有割合の実態を調査した上で、その平均的な保有割合の倍くらいの数値として25%の基準を設定した旨述べられている。これを法人企業統計(乙12の1・2)の数字で実際に確認してみると、平成元年度(調査期間は平成元年4月1日～平成2年3月31日)では、資本金10億円以上の金融業及び保険業を除くすべての業種の営利法人(本邦に本店を有する合名会社、合資会社、合同会社及び株式会社をいう。)全数について、流動性資産の「有価証券」(売買目的有価証券及び1年内に満期の到来する有価証券等をいう。)と固定資産の「投資有価証券」(関係会社株式等が投資有価証券に区分される。)を合計した有価証券(以下、単に「有価証券」という。)の全資産(ただし、評価通達により純資産価額を計算する際、「繰延資産」は資産に計上していないことから、当該計算においても控除。以下同じ。)に占める割合は11.78%であり、固定資産の「投資有価証券」のみが総資産に占める割合は7.38%である。また、評価通達改正年の平成2年度(調査期間は平成2年4月1日から平成3年3月31日)の上記営利法人における、有価証券が総資産に占める割合は12.30%であり、固定資産の「投資有価証券」のみが総資産に占める割合は7.88%であって、上記の25%という基準の根拠とされた数値と整合している。なお、これを相続開始日である平成15年2月28日を含む平成15年度(調査期間は平成15年4月1日～平成16年3月31日)について確認すると、上記営利法人において、有価証券が総資産に占める割合は17.39%であり、固定資産の「投資有価証券」のみが総資産に占める割合は16.31%である(乙13)から、上記通達改正当時の数値に比し、資本金10億円以上の法人における株式保有割合は上昇している。この理由としては、〔1〕平成9年の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)の改正により、持株会社の規制が解かれたことや、〔2〕当該持株会社が解禁されたことを契機として、企業の組織再編に必要な商法等の整備が進められたことなどが挙げられるが、当該数値は、評価通達189の(2)に定める25%の基準に比し、なお低い水準であって、平成15年度の法人企業統計に表れた株式保有割合の数値が、平成2年の評価通達改正時における平成元年度及び同2年度の各数値よりも高いことをもって、上記評価通達189の(2)が定める基準が直ちにその合理性を失うものではない。(b)また、評価通達189-3に定めるS1+S2方式については、前記c(b)のとおり、株式保有特定会社においても実際に事業を行っていることが評価額に反映されるようにするために、本来の事業に係る部分については類似業種比準方式により評価することを認め、評価会社の所有する資産のうち株式等についてのみ純資産価額としての価値を反映させようとするものであり、それらの株式等の影響を排除した後の「一般の評価会社」としての会社の事業実態に応じた原則的評価方式による評価額をも併せ考慮しているのであるから、このようなS1+S2方式によって評価することも株式保有特定会社の株式の評価方式として合理的な方法というべきである。

e 法人企業統計における企業の有する資産の価額が簿価に基づき計算されていることは否定しないが、各企業によって、所有する資産の種類、取得時期及び取得価額、有価証券の時価等は千差万別であり、全ての法人について、簿価により株式保有割合を算出した方が相続税評価額により算出されたそれよりも割合が低くなるというような状況になるとは限らない。むしろ、乙11でも指摘されているように、相続税評価額に置き換えることによって土地の含み益も顕在化することになるから、その場合、株式保有割合はさらに低いものになることが十分想定される。したがって、平成15年度において、法人企業統計の対象法人における株式保有割合を時価に基づいて計算すると、法人企業統計に基づく平均値を超えて25%以上となっているものと見ることはできないから、評価通達189の(2)に定める前記c〔1〕の基準(大会社に関するもの)が不合理であるとはいえない。

(イ) 評価会社と他の会社との間で株式の持ち合い関係がある場合における株式保有割合の計算方法に関する原告らの主張について

a 原告らは、評価会社と評価会社が保有する株式の発行会社との間で株式の持ち合い関係がある場合には、当該発行会社が株式保有特定会社に該当するか否かに関係なく、その評価会社が保有する株式を原則的評価方式で評価して評価会社が株式保有特定会社に該当するか否かを判断することが妥当であり、甲4によれば、このような判定方法は税務当局においても採用されているなどと主張する。しかし、評価通達189の(2)は、評価会社の株式保有割合の算定に当たっては「評価会社の有する各資産をこの通達に定めるところにより評価した価額」による旨定めているのであるから、評価会社の保有する取引相場のない株式についても「この通達に定めるところにより評価」すること、すなわち、同通達189が準用する同通達178ただし書にいう「特定の評価会社

の株式」に当たるか否かを考慮した上で、評価会社の株式保有割合を決定することは明らかである。また、甲4は、その体裁から明らかなどおり、東京国税局管内の資産課税部門の審理担当職員が担当する納税相談事務ないし納税申告書等の審理事務に資する目的の下、各税務署等に寄せられた個別の相談事例を基にして各法令や関係通達の適用に当たり留意すべき事項を掲載した部内研修の資料であり、その位置付けは飽くまで研修教材にすぎないのであって、税務執行に当たり統一的に事務処理を行うための基準を定めた行政部内における上級官庁から下級官庁に対する職務命令である通達とはその性格をおよそ異にするものである。

b 甲4に記載された株式保有特定会社該当性の判定方法(以下「甲4記載の判定方法」という。)は、以下の考え方に基づくものである。すなわち、評価会社と会社が保有する取引相場のない株式の発行会社の間で相互に株式を持ち合っている場合には、一方の会社の総資産価額(相続税評価額)の計算上、他方の会社の株式の価額が影響し、これが互いに連鎖することから、株式保有割合、すなわち各社が株式保有特定会社に当たるか否かについても一義的に確定できない場合があり、かかる場合は、いずれか一方の会社が株式保有特定会社に該当するか否かを判定するに先立ち、他方の会社の株式に係る評価上の区分(評価方式)を仮に決定し、その価額を算定しなければならないという循環に陥ることになる。この点、理論上は、相互に取引相場のない株式を持ち合っている各評価会社の一方が「株式保有特定会社」に当たるか否かの判定に当たっては、他方の会社の株式についても純資産価額方式(相続税評価額)により評価した価額をもって算定するのが相当であると考えられるが、その一方で、評価会社が保有する取引相場のない株式の発行会社の中には上場会社に匹敵するような事業規模の会社もあり、それらの会社の株式について一律に純資産価額方式(相続税評価額)によることは、評価通達の合理性を担保している一要素である納税者の便宜及び徴税費用の節減という「簡便性」の見地に照らし、煩瑣な点は否定できないことなどからすれば、相互に株式を持ち合う各評価会社のいずれもが株式保有特定会社に当たるか否かを一義的に確定できない場合は、株式保有割合の算定に当たり、ある程度簡便性に考慮した方法によることも許容されるものと解され、株式保有割合が極めて高い場合(明らかに株式保有特定会社に当たるような場合)などではない限り、相互保有株式につき「一般の評価会社」に適用される事業規模に応じた原則的評価方式による価額をもって評価会社の株式保有割合を算定することにも相応の合理性があると考えられる。そこで、甲4においては、相互に株式を持ち合っている評価会社がそれぞれ「株式保有特定会社」に該当するか否かを判定するに当たっては、原則として双方の会社の株式を事業規模に応じた原則的評価方式で評価し、株式保有割合を算定することとしているのである(同号証131ページ)。このように、甲4記載の判定方法は、相互に株式を持ち合っている評価会社がそれぞれ「株式保有特定会社」に該当するか否かを判定するに当たり、そのいずれもが「株式保有特定会社」に該当するか否かが不明な場合において、専ら簡便性見地から採り得る判定方法として示されたものであって、その研修教材としての性格から、自ずと一般的・標準的な事例に対して採用されることを想定したものである。したがって、甲4記載の判定方法を個別事案に対して採用するに当たっては、相続税法22条にいう「当該財産の取得の時の時価」に照らして妥当性があるか否かを検証することが不可欠である。甲4記載の判定方法は、本件のように相互に株式を持ち合う評価会社の一方が明らかに株式保有特定会社に当たるような事例にまで一律に採り得る方法として示されたものではない。

c これを本件についてみれば、[1]B社は、保有するA社株式を除いても株式保有特定会社に該当するのであって[別紙2「本件各処分根拠等に関する被告の主張」第3の1(4)ウ]、B社株式の評価上の区分は一見して明らかであるから、本件は、そもそも、甲4記載の判定方法が前提とするような、相互に取引相場のない株式を持ち合う各評価会社の株式の評価方式を決定するに当たり、一方の株式の評価方式を仮に決定しなければならないという循環に陥る事例ではない。[2]また、評価通達189の(1)～(5)に掲げる「特定の評価会社の株式」について、類似業種比準方式の適用を制限し、あるいは排除し、原則として純資産価額方式(相続税評価額)により評価することとしている(同通達189-2～189-5)理由は、そのような会社の株式については類似業種比準方式により適正な株価の算定を行い難いという点にあるが、本件のように相互に株式を持ち合う一方の会社が「特定の評価会社」に該当する事例においても、同社株式につき事業規模に応じた原則的評価方式による価額をもって他方の会社の株式保有割合を算定すると、評価通達189の(2)が準用する同通達178ただし書の定めを背理し、評価通達が評価の適正化を図るため「特定の評価会社の株式」という評価上の区分を設け、別途評価方式を定めた評価通達の平成2年改正の趣旨をも没却する、[3]さらに、原告らも、仮に本件においてB社がA社株式を保有していなかったとした場合、すなわち、両社が株式の持ち合い関係にならない場合には、A社の株式保有割合を算定するに当たり、同社が保有するB社株式につき株式保有特定会社の株式として評価することを争うものではないと考えられるが、原告らの主張に従うと、この場合、B社がA社株式をわずかに数株でも保有するに至り、両者が株式の持ち合い関係になりさえすれば、B社株式は併用方式により評価することになって不合理である。このように、A社の株式保有割合の算定に当たり、総資産の大半を株式等で占めているB社株式をあえて「一般の評価会社」に適用される併用方式により評価するということには合理性が認められず、A社の株式保有割合は、B社株式につき「株式保有特定会社の株式」として評価した価額をもって算定すべきである。

(ウ)A社が株式保有特定会社に該当すること

a 前記(1)イにおいて述べた本件各会社の保有する資産等の評価額を前提とすれば、別紙2「本件各処分の根拠等に関する被告の主張」第3の1(4)オの第1段落のとおり、A社の総資産価額(相続税評価額)は3069億9835万5000円となり、そのうち株式等の価額〔評価通達189の(2)における「株式及び出資の価額の合計額」〕は795億5158万1000円となるから(被告別表13の〈イ〉の金額)、A社の株式保有割合は、約25.9%となり、A社が株式保有特定会社に該当することは明らかである。

b なお、別紙2「本件各処分の根拠等に関する被告の主張」第3の1(4)オの第2段落のとおり、本件各更正処分(ただし、本件各再更正処分による減額前のもの。)において、V優先株式については、評価通達189の(2)における「株式及び出資の価額の合計額」には含まれないものとされていたが、同通達188-4及び188-5の定めにおける「株式」の意義との対比からすれば、V優先株式もその価額を同通達189の(2)における「株式及び出資の価額の合計額」に含めるべき株式に当たるものというべきであるから、A社の株式保有割合の算定上の「株式及び出資の価額の合計額」は、V優先株式の価額10億円を含む795億5158万1000円(被告別表13の〈イ〉の金額)とすべきである。ただし、V優先株式をもって、その価額を同通達189の(2)における「株式及び出資の価額の合計額」に含める株式に当たらないものと解してA社の株式保有割合を算定したとしても、 $(795億5158万1000円 - 10億円) \div 3069億9835万5000円 = 約25.5\%$ となるから、A社が株式保有特定会社に該当することには変わりはない。

(3) 本件各会社株式の「時価」(相続税法22条)の評価方式及びその金額(争点3)

ア 原告らの主張の要点

(ア) A社株式につき原則的評価方式を用いるべきこと

既に述べたとおり、A社は株式保有特定会社には該当しないから、A社株式の時価については、評価通達179に定める原則的評価方式〔大会社であるA社においては同通達の179の(1)に定める方式〕によるべきである。したがって、本件相続開始時点におけるA社株式の時価は、1株当たり4653円(本件相続財産に含まれる64万6400株では、合計30億0769万9200円)ということになる〔別紙3「相続税額に関する原告らの主張」第1の2(2)〕。なおB社株式については、株式保有特定会社の株式として評価することになるところ、上記のようなA社株式の時価、前記(1)アにおいて述べたG社保有の資産および負債の価額(原告別紙1参照)等を前提とすれば、本件相続開始時点におけるB社株式の時価は、1株当たり1万9132円(本件相続財産に含まれる17万8200株では、合計34億0932万2400円)ということになる〔別紙3「相続税額に関する原告らの主張」第1の2(2)〕。

(イ) 原告らが本件申告において用いた評価方式の合理性

a 原告らは、本件申告において、本件各会社がいずれも株式保有特定会社に該当することを前提とした上で、まずB社が保有するA社株式の類似業種比準方式に基づく価額を基にB社株式をS1+S2方式で評価し、その結果得られたB社株式の評価額を基にA社株式をS1+S2方式で評価して、本件相続に係る相続財産中の本件各株式の評価額(時価)を算出したものであるが、これは次のような考え方に基づく。

すなわち、いずれも株式保有特定会社であるA社及びB社が互いの株式を持ち合っている場合に、両社の株式を純資産価額方式ないしS1+S2方式で評価しようとする、いずれの会社についても保有する持合い株式が当該会社の発行する株式の評価に影響を与えてしまい、評価が循環してしまうという問題が生ずる。そこで原告らは、2つの株式保有特定会社が株式の持合いを行っている場合に、まず出発点としてどちらかの株式の評価を決めなければならないとすれば、持合い株式の価額による評価の影響を比較的受けにくい方の会社の株式をまず出発点として決めるのが適切であると考え、本件では、A社の方がB社より株式保有割合が低いことは明白であり、また、既に述べたとおりA社は上場企業と何ら変わらない事業実態があるので、B社株式の価額によりA社株式の評価が受ける影響は比較的軽微であることが合理的に推測できることから、まず、B社株式をS1+S2方式で評価するために用いるB社保有のA社株式の価額を算出する目的に限定して、A社株式を類似業種比準方式により評価した。これは、たとえ最終的には相続財産としてのA社株式を純資産価額方式ないしS1+S2方式で評価する必要があるとしても、上場企業と変わらない事業実態があり、かつ、保有するB社株式の価額により評価に影響を受けにくい会社の株式であるA社株式を、まず評価の循環を絶つ目的で、A社保有のB社株式の評価を決めずに実行できる唯一の評価方式である類似業種比準方式を用いて評価することが、適切かつ最も問題の少ない方法であると考えられたからである。

本件申告において原告らが用いた上記のような評価方式は、〔1〕最終的には通達に定める株式保有特定会社の株式の評価方式を用いて本件各会社株式を評価していること、〔2〕一連の評価の過程においては類似業種比準方式を用いてはいるが、それは相続財産についてではなく、持合い株式について評価の循環を絶つのに必要な限度で用いるのみであること、〔3〕A社は、上場企業と変わらない事業実態があり、株式保有割合も低く、その株式の評価に類似業種比準方式を用いることに本来問題はないはずであること、〔4〕保有する株式の価額に影響されずに評価する唯一の方式が類似業種比準方式であること、〔5〕まず、持合い株式の価額による評価の影響を比較的受けにくい方の会社の株式につき、保有する株式の価額に影響されない方式で評価するなど、持合い株式に関する評価の循環の絶ち方による影響を最小限にすることにも最大限に配慮を払っている

ものというべきことに照らせば、評価の循環をどこかで絶たなければならないという所与の条件の下では極めて合理的なものであったというべきである。

b 被告別表14-3の「本件設例1」においては、A社及びB社の間に株式の持ち合いはなく、A社株式が2億円、B社株式が2000万円であるから、A社の純資産額(持ち合い株式は含まれない。)の額は2億円であり、B社の純資産額(持ち合い株式は含まれない。)の額は2000万円ということにはなる。ところが、同「本件設例2」において調整計算を行わない場合として示されている計算においては、A社株式の1株当たりの価額は「(200,000,000円+20,000,000円×90%)÷100,000株」であり、B社株式の1株当たりの価額は「20,000,000円+200,000,000円×80%)÷2,000株」であるとされているから、A社のB社株式を除いた純資産額は2億円であり、B社のA社株式を除いた純資産額は2000万円であることが前提とされているように見受けられるが、A社のB社株式を除いた純資産額が2億円であるならA社の純資産額は2億円より高いはずであり、B社株式の1株当たりの価額の計算においてA社株式分として加算される金額は「200,000,000円×80%」より大きいはずであり、また、B社のA社株式を除いた純資産額は2000万円であるならB社の純資産額は2000万円より高いはずであり、A社特有の1株当たりの価額の計算においてB社株式分として加算される金額は「20,000,000円×90%」より大きいはずである。つまり、被告が「本件設例2」において調整計算を行わない場合として示している計算の中では、持合株式の評価において、その持合株式の発行会社が保有する持合株式の存在を完全に無視しているから、それぞれの株式が過少に評価されるのは当たり前である。

原告らが主張する前記aの方式においては、本件相続財産中のA社株式をS1+S2方式により評価する中で、A社保有のB社株式をS1+S2方式により評価してその価値を反映させており、また、本件相続財産中のB社株式につきS1+S2方式で評価する中で、B社保有のA社株式の評価には類似業種比準方式を用いているが、A社株式の類似業種比準価額は、A社保有のB社株式の価額を含むA社の純資産価額や、A社がその保有するB社に株式につき受ける利益を含むA社の利益などに基づいて計算されており、A社保有のB社株式の価額が反映されているのであって、原告らの主張は、被告が「調整計算を行わない場合」として示しているものとは完全に異なるものである。

(ウ)本件において被告が主張する評価方式は納税者に対して強制されるべきものではないこと

a 取引相場のない株式の評価方式においては、同じ株式の評価でも様々な合理的な評価方式が存在する可能性がある。もちろん、課税事務処理の合理化や公平性の観点から、通達に規定される典型的な場面における評価方式の統一化という要請はあるものの、通達に少なくとも直接的には規定されていないような非典型的な場面における評価方式については、これを税務当局の考えに基づき統一化しようとするのは、税務当局の独断専行というべきものである。相続税につき採られている申告納税方式は、納税者の申告における判断を第一とし、それに誤りがある場合にのみ税務当局が更正をすることにより税額を確定させていく課税方式であり、納税者の申告における判断が特に「誤り」に該当しないのに、税務当局の判断で納税者の申告における判断を覆すのは、申告納税方式の基本的な考え方に反する。相続税のような申告納税方式が採られている税に関しては、通達に直接的な定めがない評価に関する問題については、納税者が申告において採用した方式が合理的である限り、更正の対象とすべきではない。

b 株式を持ち合う関係にある2つの株式保有特定会社の一方が大会社である場合においては、本件において被告が適用を主張する連立方程式を用いた評価方式は、納税者が申告において採用した合理的な評価方式を排除してまで適用を強制されるべきものではない。通達に直接的に定められている評価方式であれば、合理性がある限りは、他にも合理的な方法があり得る場合であっても、通達に定める方式で統一することも正当化されるかもしれないが、被告が主張する評価方式は、公刊物でない文献(乙8)や、公刊物でも単に筆者の「個人的見解」を示しただけの文献(乙9、10)において示されているものにすぎず、そのような評価方式が他の合理的な評価方式を排除すると解するのは不当であり、そのような理解は、納税義務の発生についての予測可能性の確保という意味での租税法律主義に反する。

しかも、これらの文献の事例では、株式の持ち合いをしている会社がいずれも中会社ないしは小会社であって、評価会社が保有する株式の評価に直ちに左右されずに評価会社の株式の評価を決める方法として根拠ある評価方式がないため、通達所定の評価方式の欠如という問題の解決を図って連立方程式に基づく数式を編み出しているものと考えられる。これに対し、本件のように株式を持ち合う関係にある2つの株式保有特定会社の一方が大会社である場合には、前記(イ)のとおり、原則的評価方式である類似業種比準方式は、評価会社の保有株の評価に直ちに左右されないため、まず出発点としてその大会社の株式でもう一方の会社に保有されるものを類似業種比準方式で評価し、それを基に当該もう一方の会社を純資産価額方式ないしS1+S2方式で評価した上で、出発点において類似業種比準方式で評価した大会社の株式も純資産価額方式ないしS1+S2方式で評価するという合理的な方法があるので、連立方程式に基づく数式を用いなくとも、合理的な評価計算を行うことが可能であり、状況が異なる。

c 被告が主張する評価方式は、相続財産である個人保有の株式保有特定会社A社の株式を株式保有特定会社B社の保有するA社の株式とは、その評価において必ず合致しなければならないとの考え方を前提としたもの

であると思われる。

しかし、上記のような前提を採ることが相当であるとは考えられない。確かに、同じA社の株式であれば誰が保有しているものであろうとも同じ価額を有していると考える方が妥当なようにも見えるが、評価の目的により同じものの評価額が異なるのは、例えば相続税の計算目的での評価と遺産分割目的での評価とが異なることが通常であると同様に、不合理なことではない。まず評価の循環を絶つ目的でB社保有のA社株式を類似業種比準方式により評価することは前記(イ)のとおり十分合理性を有するのであり、その結果として、B社株式をS1+S2方式で評価するための前提としてのみされるB社保有のA社株式の評価と、本件相続財産自体の評価としてされるA社株式の評価とが異なることとなっても不都合はなく、むしろ通達に定めのない数式などを用いずに評価を行う上では必要なことである。

イ 被告の主張の要点

(ア) 被告が主張する評価方式の合理性別紙2「本件各処分根拠等に関する被告の主張」第3の1及び前記(2)イにおいて述べたとおり、[1]本件各会社は、いずれも株式保有特定会社に当たるから、本件各会社株式の価額は、いずれも評価通達189-3の定める方式により評価すべきであるところ、[2]本件各会社株式については、いずれもS1+S2方式による評価額が純資産価額方式による評価額よりも低い価額が算定されることから、本件各会社株式については、いずれもS1+S2方式により評価するのが相当である。

本件各会社の用に相互に株式を持ち合っている「株式保有特定会社」の場合は、それぞれのS2の金額の計算上、所有する他方の会社の株式の価額を算入する必要があり、一見、相互の株式の価額が計算上循環し、その価額を確定することができないかのように見える。しかしながら、相互に株式を持ち合っている株式保有特定会社の貸借対照表の関係を図示すれば、被告別表14-1上段の概要図のとおりであり、これらの関係を数式化すれば、同表下段のとおりとなって、両社の1株当たりの純資産価額(相続税評価額)の計算上算入される持ち合い株式の各価額は、所与の数値を基にこの数式を用いて求めることができる。この方法によれば、一方の会社の株式についてS1+S2方式によって得られた1株当たりの価額(ただしS2の金額の計算上、法人税額等相当額を控除しないもの)が他方の会社の純資産価額(相続税評価額)に算入される当該株式の1株当たりの価額と一致し、相互に矛盾のない株式の価額を合理的に算出することができる。つまり、相互に株式を持ち合う「株式保有特定会社」の株式の適正な時価を求めるに当たっては、かかる計算方法によることが最も適切といえる。

そして、相互に株式を持ち合っている会社の株式の関係を数式化して価額を求める被告主張の数式は、「資産税関係質疑応答事例集(平成13年3月)」(乙8)に記載されているところであり、これはすべての税務署の窓口設置され、納税者において自由に閲覧できるようになっている。また、当該数式は、実務家向けの複数の公刊物にも記載され[乙9、10。乙9の税務相談事例集については、平成元年版から、その考え方が搭載されている(乙17)。]。さらには、相互に株式を持ち合ったいずれもの会社がいずれも株式保有特定会社に該当する総合の評価についても、一部の公刊物(乙18、19)に示されている。これらのことからすれば、原告らは、本件各会社株式の評価額を算定するに当たり、被告主張の方式により株式の評価額を算定しなければならないことを容易に認識できたものと考えられる。加えて、評価通達1の(3)は、「財産の評価に当たっては、その財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情を考慮する。」と定めているところ、このような株式の持ち合いが行われているという事情は、財産の価額に影響を及ぼす事情であることは明らかである。以上のとおり、本件は、原告らが「納税義務の発生についての予測可能性の確保という意味での租税法律主義に反する」として、殊更に租税法律主義を問題とすべきような場面ではない。

(イ) 被告が主張する評価方式を採らない場合の不合理性

前記(ア)において述べたところを、被告別表14-3「設例を用いた計算の検証」において検証すると、以下のとおり、相互に株式を持ち合っている場合の株式の評価額の算定においては、被告が主張する評価方式を用いることによってこそ適正な株価を算定することができるのであって、これを用いない場合には、著しく不合理な株価が算定されることとなる。

a 被告別表14-3の本件設例1に記載したとおり、A社及びB社が株式の持ち合いをしていない場合、甲の保有する資産は、A社株式2億円とB社株式2000万円との合計金額である2億2000万円と算定することができる。他方、同別表の本件設例2に記載したとおり、本件設例1と同様の資産状況でありながら、A社及びB社が相互に高い割合で株式の持ち合いをしていた場合、本件設例2の2(1)に記載のとおり、調整計算を行わずに、単純に他の一方を純資産価額に加算すると、実質的には、甲がその企業価値2億2000万円のすべてを保有・支配(仮に、A社及びB社を解散または清算した場合の財産は、株式を保有している甲株主にすべて帰属することとなる。)しているにもかかわらず、甲が保有する各株式の評価額は、A社株式が4360万円、B社株式が1800万円、その合計金額は6160万円となり、甲がA社株式及びB社株式を直接保有する場合の2億2000万円と比し、著しく低い価額で評価されることとなる。このように、単純に他の一方を加算しただけでは、法人間で相互に保有している価値が最終的に個人に帰属する株式の価値に適正に反映されず、著しく不合理な株価が算定される結果となる。

b 被告別表14-3の本案設例2の2(2)に記載したとおり、A社及びB社が相互に保有する株価の算定において被告が主張する調整計算を行ったところ、同ア及びイに記載のとおり、甲が保有する各株式の評価額は、A社株式が1億5570万円、B社株式が6428万5600円で、その合計金額は2億1998万5600円となり、これは、甲がA社株式及びB社株式を直接保有する場合の2億2000万円とほぼ同額である。したがって、被告主張の調整計算を行うことにより、甲がA社及びB社の各株式を保有し、両社を支配している場合の企業価値(2億2000万円)を、同人が保有する各株式(A社株式2万株及びB社株式2000株)の価値に適正に反映させることができる。

c 前記a及びbのとおり、いずれも株式保有特定会社であるA社及びB社が株式を相互に持ち合っている場合において適正な株価を算定するには、被告が主張する連立方程式を用いた方式を行うことは必須であり、特に、その相互に持ち合う株式の割合が高いときには、この方式を用いなければ、看過できないほどに不合理な株価が算定されることとなる。本件においては、本件各会社が株式保有特定会社に該当し、両社の株式を純資産価値方式若しくは「S1+S2」方式で評価することになるから、株式の評価額が相互に連鎖することとなり(被告別表14-1参照)、必然的に、被告が主張する連立方程式による調整計算によらなければ、本件各会社株式の評価額、すなわち企業価値が正しく算定されないものであって、原告らが主張する評価方式では、そもそも適正な株価を算定できないことが明らかである。

なお、前記a及びbのような被告の主張は、相互に株価が連鎖することの調整を行わなければ正しい企業価値が算定できないことを明らかにするために、分かりやすい簡単な数字を当てはめて示したものであって、これを論難する原告らの主張は被告の主張を曲解するものである。

(4)原告らにつき通則法65条4項に規定する正当な理由が認められるか否か(争点4)

ア 原告らの主張の要点

通則法65条4項は、過少申告であったことについて正当な理由があると認められる場合には過少申告加算税を課さない旨を規定しているところ、ここに「正当な理由があると認められる」場合とは、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、当初から適法に申告し納税した納税者との間の客観的不公平の実質的な是正を図るとともに、過少申告による納税義務違反の発生を防止し、適正な申告納税の実現を図り、もって納税の実を挙げようとするという過少申告加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合と解されている〔最高裁平成16年(行ヒ)第86号、第87号同18年4月25日第三小法廷判決・民集60巻4号1728頁参照〕。

仮に、前記(3)イにおいて被告が主張する評価方法が、本件各会社株式を評価するに当たって用いられるべき方法であると最終的に判断されることがあったとしても、株式保有特定会社2社が株式を持ち合っている場合にそれらの株式をいかに評価すべきかについては、法令・通達の定め等があるわけではないのであって、前記(3)ア(イ)aに述べたとおり合理性を有する評価方法を用いて申告を行った原告らを責めて過少申告加算税まで課するというのは、明らかに納税者である原告らに酷であるし、それは客観的に納税者に入手可能であって、かつ、申告の際に納税者が依拠できる評価方法についての指針が欠如していたという、納税者の責めに帰することのできない客観的な事情に基づくものである。したがって、本件では、前記(3)ア(イ)aにおいて述べた評価方法を用いて本件申告を行ったことにつき正当な理由があり、原告らに対して本件各賦課決定処分をし、過少申告加算税を課することは、通則法65条4項に反するというべきである。

イ 被告の主張の要点

前記(3)イにおいて述べたとおり、連立方程式による調整計算を行わない方法では、そもそも適正な株価を算定できないことは明らかであり、原告らが本件申告において採用した本件各会社株式の評価方法は、合理的なものではないから、原告らが申告で用いた本件各会社株式の評価方法が合理性を有することを前提として、本件各賦課決定処分が原告らに酷であるとの原告らの主張は、その前提から理由がない。また、「客観的に納税者の入手可能であって、かつ、申告の際に納税者が依拠できる評価方法についての指針が欠如していた」との原告らの主張に理由がないことも、前記(3)イ(ア)において述べたところに照らして明らかである。以上からすれば、本件申告において原告らが前記(3)ア(イ)のような評価方法を採用したことについて、通則法65条4項所定の正当な理由は認められない。

第3 当裁判所の判断

1 A社が株式保有特定会社〔評価通達189の(2)〕に該当するか否か(争点2)について

(1)相続財産の価額の評価に関する基本的な考え方について

ア 相続税法22条は、相続により取得した財産の価額につき、同法第9章において特別の定めがあるものを除き、当該財産の取得の時における時価によるべき旨を定めているところ、ここにいう時価とは、当該財産の客観的な交換価値をいうものと解される。

イ ところで、相続税に係る課税実務においては、評価通達において相続財産の価額の評価に関する一義的基準を定め、画一的な評価方式によって相続財産の価額を評価することとされている。このような方法が採られているのは、相続税の課税対象である財産には多種多様なものがあり、その客観的な交換価値が必ずし

も一般的に確定されるものではないため、相続財産の客観的な交換価格(時価)を上記のような画一的な評価方式によることなく個別事案ごとに評価することになると、その評価方式、基礎資料の選択の仕方等により異なった金額が相続財産の「時価」として導かれる結果が生ずることを避け難く、また、課税庁の事務負担が過重なものとなり、課税事務の効率的な処理が困難となるおそれもあることから、相続財産の価額をあらかじめ定められた評価方式によって画一的に評価することとするのが相当であるとの理由に基づくものと解される。

ウ そして、評価通達に定められた評価方式が当該財産の取得の時ににおける時価を算定するための手段として合理的なものであると認められる場合においては、〔1〕前記イのような相続税に係る課税実務は、納税者間の公平、納税者の便宜、効率的な徴税といった租税法関係の確定に際して求められる種々の要請を満たし、国民の納税義務の適正な履行の確保(通則法1条、相続税法1条参照)に資するものとして、同法22条の規定の許容するところであると解され、〔2〕また、取引相場のない株式については、反復継続的に取引がされず、客観的な市場価額が形成させることがないことから、合理的と考えられる評価方式によって時価を評価するほかないものというべきところ、上記〔1〕において指摘した観点に照らせば、同通達の定める評価方式によって算定された金額をもってその「時価」であるものと評価することもまた、同条の規定の許容するところであると解される。

さらに、上記の場合においては、同通達の定める評価方式が形式的に全ての納税者に係る相続財産の価額の評価において用いられることによって、基本的には租税負担の実質的な公平を実現することができるものと解されるのであって、同条の規定もいわゆる租税法の基本原則の1つである租税平等主義を当然の前提としているものと考えられることに照らせば、特段の事情があるとき(同通達6参照)を除き、特定の納税者あるいは特定の相続財産についてのみ同通達の定める評価方式以外の評価方式によってその価額を評価することは、たとえその評価方式によって算定された金額がそれ自体では同条の定める時価として許容範囲内にあるといえるものであったとしても、租税平等主義に反するものとして許されないものというべきである。

エ なお、これまで述べたところからすれば、評価通達に定められた評価方式が当該財産の取得の時ににおける時価を算定するための手法として合理的なものであることについては、被告側においてこれを立証すべきものというべきである。

(2) 評価通達189の(2)の定めのうち、大会社につき株式保有割合が25%以上である評価会社を一律に株式保有特定会社としてその株式の価額を同通達189-3の定めにより評価すべきものとする部分に合理性が認められるか否かについて

ア 評価通達に株式保有特定会社の株式の価額につき特別な評価方式によって評価すべきものとする旨の定めが置かれた経緯等

(ア) 評価通達は、評価会社をその事業規模に応じて大会社、中会社及び小会社に区分し(同通達178)、それぞれの区分に属する評価会社の株式の価額の評価において用いるべき原則的評価方式を定めている(同通達179。類似業種比準方式は、大会社の株式の価額の評価において用いるべき評価方式とされているが〔同項の(1)〕、中会社及び小会社の株式の価額の評価においても、同方式による評価額が考慮され得るものとされている〔同項の(2)及び(3)〕。)

(イ) しかし、評価会社の中には、会社の資産構成が類似業種比準方式における標本会社に比して著しく株式等に偏っているものが見受けられる。このような評価会社の株式の価額は、その有する株式等の価額に依存する割合が高いものと考えられるため、上記のような原則的評価方式によっては適正な株式の価額の評価を行い難く、原則的評価方式による評価額と適正な時価との間に開差が生ずることとなり、このような開差がこれを利用したいいわゆる租税回避行為の原因ともなっていたため課税の公平の観点から、そのような開差の是正及び株式の価額の評価の一層の適正化を図ることを目的として、評価通達の平成2年改正により、株式保有特定会社の株式の価額につき、いわゆる純資産価額方式又はS1+S2方式という原則的評価方式とは異なる特別な評価方式によって評価すべき旨の定めが置かれるに至ったものである〔現行の同通達189の(2)及び189-3参照。乙4、11、弁論の全趣旨〕。

イ 前記アのような評価通達の枠組みの合理性について

(ア) まず、前記ア(ア)のような評価通達における原則的評価方式の定めに関しては、取引相場のない株式の価額の評価について、取引相場のない株式の発行会社である評価会社にはその規模が上場会社に匹敵するものから個人企業と変わらないものまで千差万別のものがあることを踏まえ、前記(1)イにおいて述べた種々の要請に応えつつ合理的かつ実態に即した株式の価額の評価を行うための評価方式として、合理的なものであると認められる。

(イ) 次に、株式保有特定会社の株式の価額の評価に関する評価通達の定め(ただし、株式保有特定会社に該当するか否かの基準の合理性については、後記ウにおいて別途検討する。)に関しても、資産構成が類似業種比準方式における標本会社に比して著しく株式等に偏っている評価会社の株式の価額の評価について、評価通達の平成2年改正の理由として述べられているとおり〔前記ア(イ)〕、このような

評価会社の株式の価額はその有する株式等の価額に依存する割合が一般に高いものと考えられることを考慮した上で、〔1〕当該会社の有する資産の価値を的確に反映し得る評価方式である純資産価額方式又は〔2〕株式保有特定会社の事業の実態を株式の価額の評価に反映させるために部分的に類似業種比準方式を取入れた評価方式であるS1+S2方式によるべきこととしたものであって、これらは、前記（1）イにおいて述べた種々の要請に応えつつ合理的かつ実態に即した評価を行うための株式の価額の評価方式として合理的なものであると認められる。

ウ 評価通達189の（2）の定めのうち、大会社につき株式保有割合が25%以上である評価会社を一律に株式保有特定会社としてその株式の価額を同通達189-3の定めにより評価すべきものとする部分の合理性について

（ア）この点、被告は、評価通達189の（2）の定めのうち、大会社につき株式保有割合が25%以上である評価会社を一律に株式保有特定会社としてその株式の価額を同通達189-3の定めにより評価すべきものとする部分の合理性につき、〔1〕法人企業統計等では、資本金10億円以上の会社の株式保有割合は7.8%とされているところ、相続税評価額ベースに直すとこの数値を若干下回ると考えられ、25%という数値は一般会社の3.4倍（あるいは、平均的な株式保有割合の倍くらい）となるから、評価通達においては、大会社につき株式保有割合25%を株式保有特定会社に該当するか否かの基準としたなどとする評価通達の平成2年改正の立案担当者の発言（甲5、乙11）を引用した上で、〔2〕法人企業統計（乙12の1、2）において、資本金10億円以上の金融業及び保険業を除く全ての業種の営利法人全数につき、固定資産の「投資有価証券」のみが総資産に占める割合（株式保有割合）は、平成元年度が7.38%、平成2年度が7.88%とされており、上記〔1〕の説明と整合していること、〔3〕本件相続の開始の日を含む平成15年度の法人企業統計（乙13）における上記〔2〕と同様の範囲の営利法人全数についての株式保有割合は16.31%とされているところ、この数値は、評価通達189の（2）に定める大会社についての25%の基準に比してなお低い水準であり、また、法人企業統計における資産価額が時価に基づき計算されているものとしても、全ての法人につき、時価により算出された株式保有割合が相続税評価額により算出されたそれよりも割合が低くなるとは限らず、平成15年度において、法人企業統計の対象法人の株式保有割合を時価に基づいて計算した場合の平均値が25%以上となっているとはいえないことからすれば、評価通達189の（2）に定める大会社についての25%の基準が不合理であるとはいえないなどと主張する。

（イ）

a しかし、被告も自認するとおり、法人企業統計における営利法人の資産の価額は、簿価に基づき算定されているものであるのに対し、評価通達における株式保有割合の計算は、課税時期において評価会社の有する各資産を同通達に定めるところにより評価した価額、すなわち時価に基づいてすべきものとされている〔同通達189の（2）〕ことからすれば、被告主張の法人企業統計を基に算定された株式保有割合をもって、上記統計の調査期間における評価通達に定める方法により算定した大会社の株式保有割合の実態と常に一致するものと断ずることはできないものというべきである。

b もっとも、法人企業統計を基に算定された資本金10億円以上の金融業及び保険業を除く全ての業種の営利法人の株式保有割合の数値が、平成元年度においては7.38%、平成2年度においては7.88%と、同通達189の（2）において大会社が株式保有特定会社に該当するか否かの基準とされている25%と比して一見して格段に低いものとなっていたこと（乙12の1・2）からすれば、評価通達の平成2年改正がされた当時においては、前記aにおいて指摘した点を考慮してもなお、評価通達に定めるところにより算定した株式保有割合が25%以上である大会社につき、一律に、資産構成が類似業種比準方式における標本会社に比して著しく株式等に偏っているものとして株式保有特定会社に該当するものと扱うことには、前記（1）イにおいて述べた観点に照らし、合理性があったものというべきである。

しかし、〔1〕評価通達の平成2年改正がされた後、平成9年の独占禁止法の改正によって従来は全面的に禁止されていた持株会社が一部容認されることとなり（同法9条4項1号参照）、これを契機として、商法等において、持株会社や完全親子会社を創設するための株式交換等の制度の創設、会社の合併に関する制度の合理化、会社分割制度の創設といった企業の組織再編に必要な規定の整備が進められるなど、本件相続の開始時においては、評価通達の平成2年改正がされた当時と比して、会社の株式保有に関する状況は大きく変化したものというべきところ、〔2〕本件相続の開始時を調査期間に含む平成15年度の法人企業統計を基に算定された資本金10億円以上の金融業及び保険業を除く全ての業種の営利法人の株式保有割合の数値は16.31%であり（乙13）、平成元年度及び平成2年度のそれのように同通達189の（2）において大会社が株式保有特定会社に該当するか否かの基準とされている25%と比して、一見して「格段に低い」ものとはまでは評価し難いこと、〔3〕本件全証拠によっても、本件相続の開始時において上記〔2〕の営利法人につき時価（相続税評価額）に基づいて

株式保有割合を算定した場合の数値が、おしなべて平成15年度の法人企業統計を基に算定された上記〔2〕の株式保有割合の数値(16.31%)よりも大幅に低くなるものと推認すべきような証拠ないし事情は見当たらないこと、〔4〕法令上、子会社の株式の取得価額(最終の貸借対照表において別に付した価額があるときはその価額)の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が100分の50を超える会社が持株会社とされ、特別な規制がされていること〔独占禁止法9条4項1号(本件相続開始時の同条5項1号)〕などに鑑みれば、前記(1)イにおいて述べた観点を考慮しても、少なくとも本件相続の開始時においては、評価通達に定めるところにより算定した株式保有割合が25%以上である大会社の全てについて、一律に、資産構成が類似業種比準方式における標本会社に比して著しく株式等に偏っており、その株式の価額の評価において類似業種比準方式を用いるべき前提を欠くものと評価すべきとまでは断じ難いものというべきである。そうすると、少なくとも本件相続の開始時を基準とすると、評価通達189の(2)の定めのうち、大会社につき株式保有割合が25%以上である評価会社を一律に株式保有特定会社としてその株式の価額を同通達189-3の定めにより評価すべきものとする部分については、いまだその合理性は十分に立証されているものとは認めるに足りないものといわざるを得ない。

(3) A社が株式保有特定会社に該当するか否かについて

ア これまで述べたとおり、〔1〕資産構成が類似業種比準方式における標本会社に比して著しく株式等に偏っている会社を株式保有特定会社とし、その発行に係る取引相場のない株式の価額の評価において純資産価額方式又はS1+S2方式という特別な評価方式を用いること自体には合理性が認められるものというべきであるが、〔2〕少なくとも本件相続の開始時においては、評価通達に定めるところにより算定した株式保有割合が25%以上である大会社を一律に株式保有特定会社としてその株式の価額を同通達189-3の定めにより評価すべきものとすることの合理性を認めるに足りないものというべきことからすれば、本件相続の開始時において大会社に該当するA社が株式保有特定会社に該当するか否かについては、株式保有割合に加えて、その企業としての規模や事業の実態等を総合考慮して判断するほかないものというべきである。

イ A社は、昭和23年に設立された資本金の額が4億3200万円の株式会社であり、本件相続の開始の日の直前期末である平成15年5月31日の時点における総資産価額(帳簿価格)は2120億7558万0565円、従業員数は5291名であり、当該直前期末以前1年間である平成14年6月1日から平成15年5月31日までの事業年度における同社の取引金額は1882億0001万0637円であって、東京都江東区内に所在する本店の外に全国各地に工場ないし研究施設を有し、合成樹脂容器の製造販売においては我が国においてトップシェアを有している会社である(前提事実、甲33、乙6、弁論の全趣旨)。また、A社株式の時価総額を、類似業種比準価額の計算において用いられる標本会社である上場企業の平成16年3月31日時点における株式の時価総額と比較すると、本件裁判において認定されたA社株式の価額及び本件申告に係るA社株式の価額のいずれを用いた場合においても、A社株式の時価総額は、上記標本会社たる上場企業の株式の時価総額の大部分を上回っている(甲6)。これらの点からすれば、A社の企業としての規模や事業の実態等は、上場企業に匹敵するものであったものというべきである。

また、被告の主張によってもA社の株式保有割合は約25.9%にとどまるところ、大会社における独占禁止法上の規制の変更等に伴う株式保有割合の前記(2)ウ(イ)bに述べたような動向や、上記のようなA社の企業としての規模や事業の実態等にも照らせば、本件相続の開始時において、B社がその発行済み株式総数の約74.7%を有していたことを考慮しても、A社株式の価額の評価に関しては、原則的評価方式による評価額と適正な時価との間の開差を利用したいいわゆる租税回避行為の弊害を危ぐしなければならないものとはいえないものというべきである〔なお、被告においても、本件に関しては、その準備書面(5)2頁において述べたとおり、本件各会社が株式を持ち合っている状況につき、租税回避行為であるなどの主張はしていないところである。〕。

以上述べたところを勘案すると、本件相続の開始時のA社については、その株式の価額の評価において類似業種比準方式を用いるべき前提を欠く株式保有特定会社に該当するものとは認めるに足りないものというべきである。

2 本件相続開始時に本件各会社が有していた資産(本件各会社株式を除く。)の価値に係る評価額(争点1)並びに本件各会社株式の「時価」(相続税法22条)の評価方式及びその金額(争点3)について

(1) A社株式について

A社は、大会社に該当する一方(前提事実)、前記1のとおり、現行の評価通達189の(2)の定めるところに従って株式保有特定会社に該当するものとしてその株式の価額を同通達189-3の定めにより評価することは相当とは認められないから、A社株式の価額については、原則的評価方式である類似業種比準方式によって評価するのが相当というべきである〔したがって、A社に関しては、争点1につき判断する必要がないことになる。また、A社が評価通達189の(2)の株式保有特定会社に該当する場合において問題となる争点3についても判断

する必要がないことになる。]。そうすると、本件相続の開始時におけるA社株式の「時価」(相続税法22条)は、1株当たり4653円ということになる(前提事実)。

(2) B社株式について

ア 本件相続開始時におけるB社の資産の価額及び負債に係る評価額について

(ア) 本件相続の開始時におけるB社の資産の価額及び負債のうち、A社株式及びS社の株式の価額以外のものに係る評価額については、当事者間に争いが無い。

(イ) 前記(1)のとおり、本件相続の開始時におけるA社株式の価額に係る評価額は1株当たり4653円であるから、B社の有するA社株式645万3400株(前提事実)の価額に係る評価額は、 $4653円 \times 645万3400株 = 300億2767万0200円$ となる。

(ウ) S社の株式については、[1]1米ドル当たり108.57円として、同社の有する資産の価額及び負債につきその金額の邦貨としての計算をすべきこと、[2]同社のT社に対する255万2263.50米ドルの債権の価額については、同社の再生計画において切り捨てられる金額及び課税時期後5年を経過した日より後に弁済されることとなる部分の金額の合計額である210万6522.12米ドルを除いた金額と評価すべきことは、当事者間に争いがなく[なお、この債権の価額に算入しない金額の邦貨への換算については、 $210万6522.12米ドル \times 108.57 = 約2億2870万5106円$ (円未満切捨て。被告主張額)とするのが相当である。]、弁論の全趣旨によれば、S社の株式の価額については、被告別表22の第3表「4 株式及び株式に関する権利の価額」欄内の「株式の評価額」欄に記載されているとおり、1株当たり286万6614円と評価するのが相当である。

そうすると、B社の有するS社の株式40株(当事者間に争いが無い。)の価額に係る評価額は、 $286万6614円 \times 40株 = 1億1466万4560円$ となる。

(エ) 以上述べたところからすれば、本件相続の開始時におけるB社の資産の価額及び負債に係る評価額は、被告別表9の「資産の部」欄及び「負債の部」欄の各「相続税評価額」欄に記載されているとおりとなる。

イ B社株式の「時価」(相続税法22条)の評価方式及びその金額について

(ア) B社は中会社に該当するものであるところ(前提事実)、前記アにおいて述べたところからすれば、同社の有する資産の価額(相続税評価額)の合計額は655億3772万7000円であり、その有する株式等の価額の合計額は604億0447万0000円であって、その株式保有割合は約90.8%ということになるから、同社が評価通達189の(2)にいう株式保有特定会社に該当することは明らかというべきである(なお、本件においては、原告らも、同社が株式保有特定会社に該当することを自認している。)

(イ) 前記(ア)からすれば、B社株式の価額については、評価通達189-3の定めによって評価するのが相当である。そして、[1]前記アにおいて述べたB社の資産の価額及び負債に係る評価額を前提とすれば、B社株式の1株当たりの純資産価額(相続税評価額)は3万2212円(被告別表9の[11]の金額)となる。[2]また、弁論の全趣旨に照らせば、B社株式の1株当たりの類似業種比準価額は606円(被告別表10の〈20〉の金額)となるから、S1+S2方式によった場合におけるB社株式の価額に係る評価額は、被告別表11及び12のとおり、1株当たり3万1189円となる。以上からすれば、本件相続に係る原告らの各相続税の課税価格等の計算においては、B社株式の価額につき、より低額な評価額である上記[2](1株当たり3万1189円)をもってその「時価」(相続税法22条)であるものと認めるのが相当である。

3 本件相続に係る原告らの各相続税の課税価格及び納付すべき税額について前提事実並びに前記1及び2で述べたところに加えて、本件全証拠及び弁論の全趣旨を勘案すると、本件相続に係る原告らの各相続税の課税価格及び納付すべき税額は、以下のとおりであるものと認められる。

(1) 課税価格の合計額[別紙4順号5「課税価格(3+4)」欄のうち「合計」欄の金額]

上記金額は、本件相続人らに係る相続税の各課税価格の合計額であり、それぞれ次のアの本件相続により取得した財産の価額の合計額から、同人らが承継又は負担をする次のイの債務等の金額を控除し、さらに、相続税法19条の規定により課税価格に加算する次のウの贈与により取得した財産の価額を加算した金額につき、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切捨てた後の以下の各金額[別紙4順号5「課税価格(3+4)」欄のうち「取得者」欄の各金額]を合計した金額である。

原告X1 18億7747万3000円

原告X2 19億0997万3000円

原告X3 19億0997万3000円

原告X4 19億0997万3000円

原告X5 19億0769万3000円

他の相続人38億1994万6000円

ア 取得財産の価額(別紙4順号1「取得財産の価額」欄のうち「取得者」欄の各金額)

原告X118億6046万5010円

原告X219億0430万2010円

原告X318億8836万7010円

原告X419億0430万2010円

原告X518億8608万7010円

他の相続人38億0860万4021円

上記の各金額は、[1]相続税法55条の規定に基づき、課税価格の計算上、本件相続人ら各人が本件相続により取得したものと計算するいわゆる未分割財産の各価額に、[2]同法3条の規定に基づき本件相続人らが本件相続により取得したものとみなす財産の各価額[次の(イ)の金額]をそれぞれ加算した金額である。

なお、同法55条は、相続により取得した財産の全部又は一部が共同相続人によってまだ分割されていないときは、その分割されていない財産については、各共同相続人が原則として民法(同法904条の2を除く。)の規定による相続分の割合に従って当該財産を取得したものととしてその課税価格を計算する旨規定しているところ、ここにいう民法(同法904条の2を除く。)の規定による相続分とは、同法900条から903条までに規定する相続分をいうものと解するのが相当である[基本通達55-1(乙2)参照]。そうすると、次の(ア)の未分割の本件相続財産(積極財産)の価額の合計額に本件相続人ら各人が取得した民法903条に規定する特別受益の価額(別紙6順号1「特別受益の価額」欄のうち「合計」欄の金額)を加算したものを本件相続に係る相続財産とみなし、これにつき同法900条4号に規定する本件相続人らの相続分の割合に応じたそれぞれの価額[同表順号5「本来的相続分額(3×4)」欄のうち「取得者」欄の各金額]から、各人の特別受益の価額(同表順号1「特別受益の価額」欄のうち「取得者」欄の各金額)を控除した金額[同表順号6「具体的相続分額(5-1)」欄のうち「取得者」欄の各金額]をもって、本件相続人ら各人が取得する上記[1]の未分割財産の価額とするのが相当である。

(ア)未分割の本件相続財産(積極財産)の価額の合計額

111億8712万7071円上記金額は、次のaないしeの各財産の価額に係る評価額の合計額である[別紙7の順号5「評価額(円)」欄]。

a A社株式30億0769万9200円

前記2(1)において述べたとおり、本件相続の開始時におけるA社株式の「時価」(相続税法22条)は、1株当たり4653円であるものと認められるから、本件相続財産中のA社株式64万6400株の価額に係る評価額は、4653円×64万6400株=30億0769万9200円となる[別紙7の順号1「評価額(円)」欄]。

b B社株式55億5787万9800円

前記2(2)イ(イ)において述べたとおり、本件相続の開始時におけるB社株式の「時価」(相続税法22条)は、1株当たり3万1189円であるものと認められるから、本件相続財産中のB社株式17万8200株の価額に係る評価額は、3万1189円×17万8200株=55億5787万9800円となる[別紙7の順号2「評価額(円)」欄]。

c W社株式3388万4400円

上記金額は、本件訴えにおいて原告らが主張するW社株式の1株当たりの価額に係る評価額9966円に本件相続財産中のW社株式の株数3400株を乗じた金額である[別紙7の順号3「評価額(円)」欄]。

d X社株式 2億3418万4728円

上記金額は、本件訴えにおいて原告らが主張するX社株式の1株当たりの価額に係る評価額616万2756円に本件相続財産中のX社株式の株数38株を乗じた金額である[別紙7の順号4「評価額(円)」欄]。

e その他の財産23億5347万8943円

上記金額は、本件相続財産のうちA社株式、B社株式、W社株式及びX社株式を除くその余の財産の価額に係る評価額の合計額である[別紙7の順号5「評価額(円)」欄]。

(イ)みなし相続財産の価額の合計額(別紙6順号7「みなし相続財産の価額」欄のうち「合計」欄の金額) 20億6500万0000円上記金額は、相続税法3条1項2号の規定により、本件相続人らが本件相続により取得したものとみなすCの死亡により支給が確定した退職手当金につき、同法12条1項6号に基づき計算した非課税限度額を超える部分の金額であり、本件相続人らが平成16年12月27日にK税務署長に提出した本件申告書(乙3)第10表「退職手当金などの明細書」記載の金額と同額である。なお、本件相続人ら各人につきその本件相続により取得した財産の価額に加算する各金額(別紙6順号7「みなし相続財産の価額」欄のうち「取得者」欄の各金額)については、上記非課税限度額を超える部分の金額を本件相続人ら各人が均等に取得したものととして計算するのが相当である[基本通達3-25の(2)ハ(注)。乙2]。

イ 債務等の金額(別紙4順号2「債務等の金額」欄のうち「取得者」欄の各金額)

原告X1449万3169円

原告X2449万3169円

原告X3449万3169円

原告X4449万3169円

原告X5449万3169円

他の相続人 898万5338円

上記の各金額は、本件相続人らが承継又は負担をするCの債務及び葬式費用の金額であり、本件申告書記載の本件相続人ら各人の「債務及び葬式費用の金額」[乙3・第1表及び同表(続)[3]各欄並びに第13表[7]

各欄の金額]と同額である。

ウ 相続開始前3年以内の贈与に係る加算額(別紙4順号4「法19条による加算額」欄のうち「取得者」欄の各金額)

原告X12150万2000円

原告X21016万5000円

原告X32610万0000円

原告X41016万5000円

原告X52610万0000円

他の相続人 2033万0000円

上記の各金額は、相続税法19条1項の規定により本件相続人ら各人の課税価格に加算する本件相続開始前3年以内に上記各人がCから贈与を受けた財産の価額であり、本件申告書記載の上記各人の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額」[乙3・第1表及び同表(続)[5]各欄並びに第14表[4]各欄の金額]と同額である。

(2) 納付すべき相続税額

本件相続に係る原告らの納付すべき相続税額は、これまでに述べたところを基にして相続税法15条ないし17条並びに19条1項及び20条の各規定に従って算定すると、次のとおりとなる。

ア 課税遺産総額[別紙5順号4「課税遺産総額(1-3)」欄の金額]

132億1503万1000円

上記金額は、相続税法15条の規定により、前記(1)の課税価格の合計額から、5000万円と1000万円に本件相続に係る相続人の数である7を乗じた金額7000万円との合計額1億2000万円(別紙5順号3「遺産に係る基礎控除額」欄の金額)を控除した金額である。

イ 法定相続分に応ずる取得金額(別紙5順号6「法定相続分に応ずる取得金額」欄のうち「取得者」欄の各金額)

原告X1(法定相続分7分の1) 18億8786万1000円

原告X2(法定相続分7分の1) 18億8786万1000円

原告X3(法定相続分7分の1) 18億8786万1000円

原告X4(法定相続分7分の1) 18億8786万1000円

原告X5(法定相続分7分の1) 18億8786万1000円

他の相続人(法定相続分7分の1×2) 37億7572万2000円

上記の各金額は、相続税法16条の規定により、前記アの課税遺産総額を本件相続人らが民法900条4号の規定による相続分の割合に応じて取得したものとした場合におけるその各取得金額であり、基本通達16-3(乙2)の取扱いにより、各人ごとに1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

ウ 相続税の総額(別紙4順号6「相続税の総額」欄のうち「合計」欄の金額及び別紙5順号8「相続税の総額」欄の金額)62億7851万3500円 上記金額は、前記イの各金額に、それぞれ相続税法16条に規定する税率を乗じて算出した金額(別紙5順号7「相続税の総額の基となる税額」欄のうち「取得者」欄の各金額)の合計額である。

エ 原告ら各人の算出税額(別紙4順号8「算出税額(6×7)」欄のうち「取得者」欄の各金額)

原告X1 8億8396万7917円

原告X2 8億9926万9845円

原告X3 8億9926万9845円

原告X4 8億9926万9845円

原告X5 8億9819万6356円

上記の各金額は、相続税法17条の規定により、前記ウの金額に、前記(1)の課税価格の合計額[別紙4順号5「課税価格(3+4)」欄のうち「合計」欄の金額]のうちに原告ら各人の課税価格[同別紙順号5「課税価格(3+4)」欄のうち「取得者」欄の各金額]が占める割合をそれぞれ乗じて算出した金額である。オ 税額控除額(別紙4順号9「税額控除額」欄のうち「取得者」欄の各金額)

原告X1 523万4068円

原告X2 125万6400円

原告X3 634万9681円

原告X4 125万6400円

原告X5 634万9148円

上記の各金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額を原告ら各人ごとに合計した金額である。

(ア) 贈与税額控除額(別紙4付表順号1「贈与税額控除額」欄のうち「取得者」欄の各金額)

原告X1 480万0900円

原告X2 81万3000円
 原告X3 591万0000円
 原告X4 81万3000円
 原告X5 591万0000円

上記の各金額は、相続税法19条1項括弧書の規定により、原告ら各人の納付すべき相続税額の計算上贈与税の税額として控除する金額であり、本件申告書記載の各人の「暦年課税分の贈与税額控除額」〔本件申告書(乙3)並びに原告準備書面(7)別紙5及び別紙10における各第1表及び同表(続)〔12〕欄の金額〕と同額である。

(イ)相次相続控除額(別紙4付表順号2「相次相続控除額」欄のうち「取得者」欄の各金額)

原告X1 43万3168円
 原告X2 44万3400円
 原告X3 43万9681円
 原告X4 44万3400円
 原告X5 43万9148円

上記の各金額は、平成9年12月2日の亡壬(Cの夫)の死亡によって開始した本件第一次相続によりCが取得した財産(その価額46億5214万6749円)につき課せられた相続税額774万4000円〔原告準備書面(7)別紙5及び同別紙10における各第7表の〔6〕欄の金額〕に相当する金額について、相続税法20条各号の規定により計算した、原告ら各人の納付すべき相続税額の計算上控除する相次相続控除の金額である。

カ 原告らの納付すべき相続税額〔別紙4順号10「納付すべき税額(8-9)」のうち「取得者」欄の各金額〕

原告X1 8億7873万3800円
 原告X2 8億9801万3400円
 原告X3 8億9292万0100円
 原告X4 8億9801万3400円
 原告X5 8億9184万7200円

上記の各金額は、前記エの原告ら各人の算出税額から、前記オの税額控除額をそれぞれ控除した金額(ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。4 本件各処分 of 適法性について

本件相続に係る原告らの納付すべき相続税額は、それぞれ前記3(2)カのとおりであり、いずれも本件申告において原告らが申告した納付すべき税額(被告別表1-1ないし1-5の各順号1の各「納付すべき税額」欄記載の金額)の範囲内であるから、本件各更正処分は、本件申告に係る各納付すべき税額を超えるその全部が違法なものであるといわざるを得ない。そして、このことを前提とすると、本件各賦課決定処分もまた、その全部が違法なものであるということになる。

5 結論

以上の次第であって、原告らの請求はいずれも理由があるからこれらを認容し、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

(東京地方裁判所民事第3部 裁判長裁判官 八木一洋 裁判官 田中一彦 裁判官 塚原洋一)

別紙 処分目録

1 原告X1関係

(1)被相続人C(以下「C」という。)の平成16年2月28日相続開始に係る原告X1の相続税に係る更正処分(ただし、平成19年6月27日付け異議決定により一部取り消され、かつ、K税務署長が平成23年2月28日付けでした更正処分により減額された後のもの。)のうち納付すべき税額10億7095万円を超える部分

(2)過少申告加算税賦課決定処分(ただし、平成19年6月27日付け異議決定により一部取り消され、かつ、K税務署長が平成23年2月28日付けでした賦課決定処分により減額された後のもの。)

2 原告X2関係

(1)Cの平成16年2月28日相続開始に係る原告X2の相続税に係る更正処分(ただし、平成19年6月27日付け異議決定により一部取り消され、かつ、K税務署長が平成23年2月28日付けでした更正処分により減額された後のもの。)のうち納付すべき税額10億6954万8900円を超える部分(2)過少申告加算税賦課決定処分(ただし、平成19年6月27日付け異議決定により一部取り消され、かつ、K税務署長が平成23年2月28日付けでした賦課決定処分により減額された後のもの。)

3 原告X3関係

(1)Cの平成16年2月28日相続開始に係る原告X3の相続税に係る更正処分(ただし、平成19年6月27日付け異議決定により一部取り消され、かつ、K税務署長が平成23年2月28日付けでした更正処分により減額された後のもの。)のうち納付すべき税額10億7202万8100円を超える部分

(2) 過少申告加算税賦課決定処分(ただし、平成19年6月27日付け異議決定により一部取り消され、かつ、K税務署長が平成23年2月28日付けでした賦課決定処分により減額された後のもの。)

4 原告X4関係

(1) Cの平成16年2月28日相続開始に係る原告X4の相続税に係る更正処分(ただし、平成19年6月27日付け異議決定により一部取り消され、かつ、K税務署長が平成23年2月28日付けでした更正処分により減額された後のもの。)のうち納付すべき税額10億6954万8900円を超える部分

(2) 過少申告加算税賦課決定処分(ただし、平成19年6月27日付け異議決定により一部取り消され、かつ、K税務署長が平成23年2月28日付けでした賦課決定処分により減額された後のもの。)

5 原告X5関係

(1) Cの平成16年2月28日相続開始に係る原告X5の相続税に係る更正処分(ただし、平成19年6月27日付け異議決定により一部取り消され、かつ、K税務署長が平成23年2月28日付けでした更正処分により減額された後のもの。)のうち納付すべき税額10億7202万8100円を超える部分

(2) 過少申告加算税賦課決定処分(ただし、平成19年6月27日付け異議決定により一部取り消され、かつ、K税務署長が平成23年2月28日付けでした賦課決定処分により減額された後のもの。)

以上

更正及び加算税賦課決定取消請求控訴事件
東京高等裁判所平成24年(行コ)第124号
平成25年2月28日第24民事部判決
(口頭弁論終結の日 平成24年9月18日)

判 決

控訴人 国
同代表者法務大臣 a
処分行政庁 江東東税務署長 b
同指定代理人 c
同 d
同 e
同 f
同 g
同 h
被控訴人 i
被控訴人 j
被控訴人 k
被控訴人 m
被控訴人 n
上記5名訴訟代理人弁護士 豊嶋秀直
同 才口千晴
同 中込秀樹
同 長島安治
同 宰田高志
同 間瀬まゆ子

主 文

本件控訴をいずれも棄却する。
控訴費用は、控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人らの請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審を通じ、被控訴人らの負担とする。

第2 事案の概要

1 本件は、被控訴人らが、平成16年2月28日にp(以下「亡p」という。)が死亡したことによって開始した相続(以下「本件相続」という。)に係る相続税を申告したところ、処分行政庁江東東税務署長から、平成19年2月13日付けで原判決別紙A「処分目録」記載1ないし5の各(1)記載の各相続税に係る更正処分及び同各(2)記載の各過少申告加算税賦課決定処分(同別紙記載1ないし5の各括弧書内の一部取消し及び減額の前後を問わず、上記の各相続税に係る更正処分を以下「本件各更正処分」と、上記の各過少申告加算税賦課決定処分を以下「本件各賦課決定処分」といい、これを併せて以下「本件各処分」という。)を受けたことにつき、〔1〕本件各更正処分は、本件相続に係る相続財産中の株式会社吉野工業所(以下「吉野工業所」という。)及び吉野弥株式会社(以下「吉野弥」といい、吉野工業所と併せて「本件各会社」という。)の各株式の価額の評価を誤ってされたもので、相続税法22条に違反する、〔2〕仮に〔1〕が認められなかったとしても、被控訴人らは申告に係る納付すべき相続税額が過少であったことにつき国税通則法65条4項にいう正当な理由があったなどと主張し、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分の取消しを求める事案である。

本件においては、本件各会社の各株式がいずれも取引相場のない株式であることからその評価方式が問題とされ、相続財産の時価の算定方式等について定めた財産評価基本通達(評価通達)において、取引相場のな

い大会社(評価通達178)の株式の価額の算定については、原則として類似業種比準方式によって評価することとしているが、株式保有割合が一定以上の会社を「株式保有特定会社」と定義して、その会社の株式の価額につき、いわゆる純資産評価方式又はS1+S2方式という特別の評価方式によって評価することとしていることから、吉野工業所が評価通達にいう「株式保有特定会社」に該当するか否かが主要な争点となっている。

原審は、吉野工業所が株式保有特定会社とするものとして特別の方式でその株式を評価するのは相当ではなく、その評価について原則的評価方式である類似業種比準方式によるべきであり、これを特別の方式で評価することを前提とした本件各更正処分における各株式の評価は誤りであるとして、被控訴人らの〔1〕の主張を認め、被控訴人らの請求をいずれも認容した。そこで、控訴人がこれを不服として控訴した。

2 本件における関係法令等の定め、判断の前提となる事実、本件各処分の根拠及び適法性に関する控訴人の主張、相続税額に関する被控訴人らの主張並びに本件の争点及びこれに関する当事者の主張の要点は、当審における当事者の補足主張を3のとおり加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要等」の2ないし6に記載のとおりであるから、これを引用する(ただし、上記引用部分中、「原告」とあるのを「被控訴人」と、「被告」とあるのを「控訴人」と、「別紙」とあるのを「原判決別紙」とそれぞれ読み替える。以下の引用部分において同じ。)

3 当審における当事者の補足主張

(1) 控訴人の主張

ア 評価通達189の(2)の定めのうち、大会社につき株式保有割合が25%以上である評価会社を一律に株式保有特定会社とする部分(本件判定基準)が本件相続開始時においても合理性があることについて

(ア) 評価通達の平成2年改正により株式保有特定会社の株式について特別の評価方式が定められた趣旨は、従前から、資金構成が類似業種比準方式における標本会社に比して著しく株式等に偏っている評価会社の株式の価額は、その保有する株式等の価値に依存する割合が高いものと考えられていたものの、取引相場のない株式の評価に用いられる類似業種比準方式(評価通達180)は、評価会社の保有資産を時価評価することなく株式の価額を評価するもので、比準要素の一つである簿価純資産価額にも株式等の含み益が反映されていないため、評価通達179所定の会社の規模区分に応じた原則的評価方式である類似業種比準方式によっては、それによる評価額と適正な時価との間に看過できない開差が生じ、適正な株式価額の評価が困難であるという問題があったため、課税の公平の観点から、そのような開差の是正及び株式の価額の評価の一層の適正化を図ることを目的としたものである。そして、同改正においては、資産構成が類似業種比準方式における標本会社に比して著しく株式等に偏っている会社を株式保有特定会社と定義し、その株式の価額につき、〔1〕当該会社の有する資産の価値を的確に反映できる評価方式である純資産価格方式又は〔2〕株式保有特定会社の事業の実態を株式の価額の評価に反映されるために部分的に類似業種比準方式を取り入れた評価方式であるS1+S2方式によるべきこととした。このS1+S2方式は、S2の金額(保有株式等のみを純資産価額方式により評価した金額)の計算において保有株式等の含み益も評価の対象としつつ、S1の金額(保有株式等の影響を排除した上で原則的評価方式により評価した金額)の計算において当該会社の事業の実態を株式の価額の評価に反映させるために、部分的に類似業種比準方式を取入れるという合理的なものである。

(イ) ところで、評価の対象となる会社が保有する株式等に係る含み益を当該会社の発行株式の評価に可能な限り反映させるべきであるとの立場からすれば、株式保有割合の多寡にかかわらず、全ての会社について評価通達189-3所定の方式(純資産価額方式又はS1+S2方式)で評価すべきことになるが、他方、株式等を僅かに保有する会社を含め、全ての評価会社の株式を上記の方式で評価することを要求することは煩瑣であり、画一的で簡便な評価基準を定め納税者の事務負担を軽減するという評価通達に求められる簡便性の要請という観点からは相当ではない。そこで、評価通達189の(2)は、取引相場のない株式について、評価会社の資産構成がよほど株式等に偏った会社でない限り、評価の画一性・簡便性(納税者の便宜)の要請を重視して、その株式の価額を簡便な方法(類似業種比準方式)により評価することを認めるものとした上で、その資産構成が平均的な会社に比べ著しく株式等に偏っていると認められる一部の例外的な会社については、適正評価の要請を重視し、その保有株式等の含み益を反映させた純資産価額方式又はS1+S2方式により評価すべきものとした。また、取引相場のない株式のうち大会社の株式については、平成2年当時の法人企業統計等によれば、資本金10億円以上の会社の株式保有割合が平均約7.88%であったことから、一般的な会社の保有株式割合の数値の3ないし4倍以上の数値となる株式保有割合25%以上の会社の株式を、その資産構成が平均的な会社に比べ著しく偏っている会社の株式として、例外的に純資産価額方式又はS1+S2方式により評価すべきとした。

(ウ) 法人企業統計(乙第12号証の2、第13号証)に基づき、平成2年度及び平成15年度の全ての業種の営利法人(ただし、金融業及び保険業を除く。)における株式保有割合等を詳細に分析してみると、その結果は、本判決別表1-1及び同1-2のとおりであり、まず、概ね資本金5000万円以上に属する会社が評価通達の指標を満たす大会社に相当する会社とみることができ(同別表1-1及び1-2の「〔7〕1社当たりの総資産」欄、「〔9〕1社当たりの従業員数」欄参照。)、平成2年度における資本金5000万円以上の法人数5万5402社のうち、資

本金5000万円以上10億円未満の法人数5万1597社が占める割合は約93.1%であり、平成15年度における資本金5000万円以上の法人数8万3883社のうち、資本金5000万円以上10億円未満の法人数7万8197社が占める割合は約93.2%であって、いずれの年度においても、資本金5000万円以上10億円未満の法人が、大会社に相当する会社の大部分を占めていることがわかる。そして、そのうち、資本金5000万円以上1億円未満の会社における株式保有割合をみると、平成2年度が4.8%であるのに対し、平成15年度が5.5%となっており、資本金1億円以上10億円未満の会社における株式保有割合も、平成2年度及び平成15年度のいずれも5.8%となっている(同別表1-1及び1-2の各「[10]株式の保有割合([2]/[3])」欄参照)。すなわち、評価通達上の大会社に相当する会社の大半(約93%)を占める資本金5000万円以上10億円未満の会社の株式保有割合については、いずれの年度においても5%前後となっており、平成2年度と平成15年度との比較において、有意な差異は認められない。さらに、資本金10億円以上の会社を含めてみた場合であっても、平成15年度の資本金5000万円以上の会社に係る株式保有割合は13.1%であり(同別表1-2の「[10]株式の保有割合([2]/[3])」欄)、この数値は、平成2年度の株式保有割合である8.6%(同別表1-1の「[10]株式の保有割合([2]/[3])」欄)と比較して上昇しているものの、本件判定基準である25%のほぼ半分程度にとどまっている。

(エ) 評価通達上、大会社の株式に適用される原則的評価方式は類似業種比準方式とされているところ(評価通達179の(1))、類似業種比準価額計算上の類似業種の株価等の計算の基となる標本会社は、金融商品取引所に株式を上場している全ての会社であり、株式会社東洋経済新報社データベース営業部が上場企業の有価証券報告書に記載される財務情報をとりまとめデータベース化した「新財務データ(確報版)」によれば、上場会社の株式保有割合の平均は、それぞれ平成2年度が12.2%、平成15年度が13.6%となっており(本判決別表2-1、2の各「平均」欄)、また、株式保有割合の会社数の分布をみると、15%未満の会社の割合は、平成2年度は70.6%であり、平成15年度は69.0%であって、いずれの年度においても上場会社全体の約70%を占めているし、株式保有割合が10%未満の会社の割合も、平成2年度は47.8%であり、平成15年度は52.1%であって、いずれの年度においても上場会社全体の約50%を占めている。これらの結果からしても、本件相続開始時において、大会社で株式保有割合が25%以上であるような評価会社は、類似業種比準方式において標本会社となる通常の上場会社に比べて、資産構成が著しく偏ったものといえる。

(オ) 以上のとおりであるから、株式保有割合が25%以上である大会社を一律に株式保有会社とする本件判定基準は、本件相続開始時においてもなお合理性を有するものであり、これを否定した原判決の判断は誤りである。

イ 独占禁止法上の規制は本件相続開始時における本件判定基準の合理性を否定する根拠とならないことについて

(ア) 独占禁止法は、その1条(目的)において、「私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正かつ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする」と規定しているとおり、事業支配力の過度の集中を防止して、公正かつ自由な競争を促進し、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とするものである。したがって、独占禁止法が子会社株式の保有に関して一定の基準を設け、特別な規制をしているとしても、それは同法の趣旨・目的を実現するためのものであって、その規制の基準や内容をもって、それとは異なる趣旨・目的の下に定められた株式保有割合25%という本件判定基準の合理性の有無を判断することができないことは明らかである。

(イ) また、独占禁止法9条4項1号における「子会社」とは、同条5項により「会社とその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社」に限定されており、株式の持合関係のある会社間であっても議決権の有無又は割合によって上記規制の対象にならないものであるのに対し、評価通達における「株式保有特定会社」とは、課税時期において評価会社の有する各資産をこの通達の定めるところにより評価した価額の合計額のうちを占める株式及び出資の価額の合計額の割合が25%である評価会社(評価通達189の(2))であり、その該当性を判断するに当たっては、議決権の有無や割合にかかわらず、全ての株式の保有割合をもって判定するものであるから、独占禁止法において持株会社とされる基準の割合と株式保有特定会社に係る本件判定基準の割合とは、その判定の対象となる会社が異なっており、これらを同列に並べて比較することに意味はない。

(ウ) 以上のとおり、独占禁止法上の規制の内容は、本件相続開始時における本件判定基準の合理性を否定する根拠となるものではなく、その合理性を否定する根拠の一つとして、独占禁止法上、子会社の株式の取得価額の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が100分の50を超える会社が持株会社とされ、特別な規制がされていること(同法9条4項1号)を挙げる原判決の判断は誤りである。

ウ 吉野工業所が株式保有特定会社に該当するか否かの判断において原判決が掲げる企業規模・事業実態等はその考慮要素とならないことについて

原判決が吉野工業所の事業実態等として掲げる諸点のうち枢要なものは、[1]資本金の額、[2]総資産価額(帳簿価額)、[3]従業員数、[4]直前期末以前1年間における取引金額、[5]業界内での市場シェア、及び[6]株式時価総額であるところ、[2]ないし[4]については、評価通達178における会社の規模(大・中・小会社)の判定に用いられる基準と同じものであり、これらの基準により大会社と判定された上で株式保有特定会社に該当するか否かが判定されるべき吉野工業所について、会社規模を判定する基準である上記各基準をもって重ねて株式保有特定会社の該当性を判定する意義は認められないところ、[1]については、[2]及び[4]と同様に会社規模を量る基準であり、株式保有特定会社該当性を判断するに当たって独自の意義を有するものではない。[5]についても、これが株式保有特定会社該当性の判断、換言すると、類似業種比準方式を用いることが適切か否かの判断について、いかなる意味を有するか不明であり、さらに、[6]についても、原判決は、本件裁決において認定された吉野工業所株式の価額及び本件申告に係る吉野工業所株式の価額と、甲第6号証によって認定した「(類似業種比準価額の計算において用いられる)標本会社たる上場会社(平成16年3月31日時点における)株式の時価総額の大部分」を比較すると、前者が後者を上回っていることから、吉野工業所の企業としての規模や事業の実態等は上場会社に匹敵するものであったと結論づけているが、評価通達178所定の基準により大会社と判定された吉野工業所が株式保有特定会社に該当するか否かという本件における争点を検討する際には、吉野工業所の企業規模や事業実態は、何ら独自の意義を持つものではない。吉野工業所は非上場の同族会社であり、同社の発行株式は公開の市場で自由に取引される上場株式とは純然たる相違があるから、事業規模やその実態がいわゆる上場企業と同様であることのみをもって、吉野工業所株式につき上場株式の取引価額に準じた価額(類似業種比準方式によって評価した価額)で評価されるべきとの結論が導かれるものではない。

以上のとおり、吉野工業所が株式保有特定会社に該当するか否かを判断するに当たり、本件判定基準に加えて、上記[1]ないし[6]のような評価会社の事業実態等を考慮要素とすることには意味がなく、このような考慮要素を判断基準に取り込むことは、かえって、いたずらに判断基準を複雑にし、課税処分を迅速に行うことを困難にさせることになり、相当ではない。

エ 租税回避行為の弊害の有無を主たる考慮要素として株式保有特定会社に該当するか否かを個別的に判断することが誤りであることについて

原判決は、租税回避行為の弊害を考慮要素として挙げた上で、吉野工業所株式の価額の評価に関して、原則的評価方式による評価額と適正な時価との間の開差を利用したいわゆる租税回避行為の弊害を危惧しなければならぬものとはいい難いとして、吉野工業所の事業実態等を踏まえ、同社はその株式の価額の評価において株式保有特定会社に該当するものとは認めるに足りないと結論づけているが、評価通達の平成2年改正の趣旨は、あくまで株式取引等の実態に照らし、株式及び出資の評価の適正化を図ったものであって、租税回避を封じることが主たる目的としたものではなく、このことは、国税庁が定める平成2年12月27日付け直評23ほか「取引相場のない株式(出資)の評価明細書の記載方法等」通達(平成18年12月22日課評2-31ほかによる改正前のもの)の「第5表 1株当たりの純資産価額(相続税評価額)の計算明細書」の2(1)へ(イ)において、株式保有特定会社該当性の判断に係る同評価明細書第5表「株式及び出資の価額の合計額」欄の((イ))の金額に記載する株式等の相続税評価額の合計額について、「所有目的又は所有期間のいかんにかかわらず、すべての株式等の相続税評価額を合計します。」(乙第4号証)と記載され、本件判定基準において保有株式に係る所有目的や所有期間は考慮されていないことから明らかである。確かに、評価通達の平成2年改正時において、上場株式等をいわゆる持株会社に移転させて、類似業種比準方式の適用によって評価額の引き下げを図るという手法が問題化していたという背景はあったものの、そのことは評価通達改正のきっかけにすぎず、株式保有特定会社に該当するか否かを判断するに当たって租税回避行為の弊害を考慮要素として重視することは、上記評価通達改正の趣旨を離れて新たに独自の要件を付加することになり、相当ではない。

また、原判決の判断を前提とすれば、相続財産である取引相場のない株式については、評価通達が定める会社の規模区分や株式保有割合等の客観的な基準によって財産の評価方式を定めることができず、当該会社の企業としての規模、事業実態等を踏まえ、原則的評価方式と適正時価との開差を利用した租税回避行為の弊害を危惧しなければならぬ事案であるか否かを個別事案ごとに判定し、原則的評価方式によるべきか評価通達189-3が定める評価方式によるべきかを決することが必要となるが、その考慮要素は、基準として曖昧であり、その基準に従った場合は、客観的交換価値の把握がそもそも困難な取引相場のない株式について、公正で適切な評価を迅速に行うことが困難となる事態を招きかねない。

以上のとおり、吉野工業所が株式保有特定会社に該当するか否かを判断するに当たり、租税回避行為の弊害の有無を考慮要素とした原判決の判断は誤りである。

オ 吉野弥と極めて高い割合で株式を持ち合っている吉野工業所が発行する株式の価額を類似業種比準方式により適正に評価することはできないことについて

(ア)株式の価額は、会社全体の資産に対する割合持分的な価値を表すものであるが、極めて高い割合で株式を持ち合っている2社の個人株主の相続の場合には、相続した株式の価額に持合株式の価額を反映させる

必要がある。すなわち、このような場合、当該個人が当該2社を実質的に支配しているにもかかわらず、当該2社の発行済株式数に対する当該個人株主が保有する株式の割合が低い水準にとどまっている結果、当該個人株主の所有株式を評価するに当たっては、計算上は持合株式に帰属することとなる両社の企業価値についても、当該個人株主の保有する株式の価額に適正に反映されるように評価する必要がある。

(イ)これを本件についてみると、吉野工業所の発行済株式864万株のうち645万3400株(約74.7%)を吉野弥が保有し、その余の株式を亡p及び本件相続人ら(以下、これらを併せて「本件同族関係者」という。)並びに吉野プラスチック株式会社ほか1社(以下、この2社を「本件関係会社」といい、これと本件同族関係者とを併せて「本件個人等株主」という。)が保有しているが、本件個人等株主が保有する株式は218万6600株にすぎず、さらに、そのうちの206万8600株を本件同族関係者が保有している。この場合において、吉野弥株式の全てを本件個人等株主が保有していれば、吉野工業所の企業価値のうち吉野弥の保有する株数に相当する価値も吉野弥株式の価額を通して本件個人等株主の株式の価額に反映されるから課税上の問題は生じないが、本件の場合、吉野弥の発行済株式198万株のうち165万9240株(83.8%)を吉野工業所が保有し、それ以外の株主(いずれも本件同族関係者)が保有する株式は32万0760株にすぎない(議決権についてみれば、吉野工業所の議決権の94.6%、吉野弥の議決権の100%を本件同族関係者が保有している。)から、本件各会社は、吉野工業所株式218万6600株(発行済株式総数に占める割合は25.3%)と吉野弥株式32万0760株(同割合は16.2%)を保有する本件個人等株主により実質的に支配されているのであり、本件個人等株主は、本件各会社の企業価値の全部を保有しているといえる。したがって、本件各会社の企業価値は、結局、本件個人等株主が保有する株式の価値に収斂されるものというべきであり、相続税の課税においては、本件各会社の企業価値全体が、本件個人等株主の保有する株式の価額の総額として適正に反映されるよう評価されるべきである。

(ウ)原判決は、吉野工業所株式を類似業種比準方式で評価した1株当たり4653円が相当であると判示しており、このことからすれば、原判決も吉野工業所株式の時価総額、すなわち企業としての価値は、上記評価額に発行済株式数864万株を乗じた402億0192万円と見積もっているものと解される。しかるに、本件各会社株式の1株当たりの価額について原判決が判示した金額によれば、本件個人等株主が保有する株式の総額は、[1]吉野工業所株式については、1株当たり4653円に本件個人等株主の保有株式数218万6600株を乗じた101億7424万9800円となり、また、[2]吉野弥株式については、1株当たり3万1189円に本件同族関係者の保有株式数32万0760株を乗じた100億0418万3640円となり、その合計額は約202億円にとどまるが、この価額は、上記吉野工業所株式の時価総額である402億0192万円に遠く及ばない。このことは、本件各会社株式1株当たりの価額について原判決が判示する評価額が相当でないことを端的に裏付けるものである。

(エ)以上のとおり、本件各会社が、それぞれの発行株式の極めて高い割合を相互に持ち合い、その余の株式を保有する本件個人等株主により支配されているという特殊な事情がある本件においては、その持合株式の価額に相当する価値が本件個人等株主の保有する株式の価額に包含されているということができ、その評価においては、その価値が適正に反映されるべきであるから、吉野工業所株式の評価について原判決が採用した類似業種比準方式は、上記の持ち合い状態を踏まえた本件各会社株式の価額を適正に評価できないものであって、同方式による評価額は著しく不当に低いものとなり、課税上の弊害が大きい。

カ 本件判定基準は、本件相続開始時においてなお合理性を有するものであることは明らかであり、吉野工業所株式については、評価通達189-3の定めによって評価するのが相当である。控訴人が原審以来主張する本件各会社株式の評価額は、上記評価通達が掲げるS1+S2方式によって評価したものであり、その結果としての価額は、相続財産たる株式の客観的交換価値を表するものとして合理的なものである。

(2)被控訴人らの主張

ア 本件判定基準を一律に適用することが不合理であることについて

(ア)類似業種比準方式は、それ自体では市場取引価格がない株式につき、これを上場株式と比較することとして上場株式の取引所での取引価格を基に評価する方法であって、上場会社の企業価値が市場で評価された結果として、当該上場会社の株式の時価が取引所市場での取引価格に示されていることからすれば、そのような比較を適切に行えない事情がない限りは優れた評価方式であるといえる。そして、上場会社との比較において、評価会社が負債と差引でどれだけ資産を保有しているかも比較の要素とはなるが、評価会社が保有している資産が取得後どれだけ値上がりして含み益が生じているのかということは、当該資産を保有し続けている以上は、直ちに評価会社が企業として生み出す利益、ひいては評価会社の企業としての価値に影響するものではない。したがって、評価会社の保有資産の含み益が類似業種比準方式によって評価に直ちに反映されないことにより、類似業種比準方式による評価会社の株式の評価と当該株式の適正な時価との間に開差が一般的に生じているとはいえない。それにもかかわらず、評価通達の平成2年改正で、保有資産中に株式や土地が占める割合が高い会社(株式保有特定会社・土地保有特定会社)の株式につき、純資産価額方式等によりそれらの会社が保有する株式や土地自体の評価額を反映された評価を行うようにしたのは、その当時、株式や土地を保有させる目的で用意した持株会社や土地保有会社に保有する株式や土地を譲渡して、その譲渡された株式

や土地の時価が持株会社や土地保有会社の株式の評価額に反映されないような状態を作出することによる節税ないし租税回避行為が横行したことに対応する必要があったためという経緯がある。したがって、節税ないし租税回避行為が横行に対応するために行われた改正であるならば、節税でも租税回避行為でもない行為は、改正により設けられた制度の対象とならないと考えるのが当然である。

(イ)仮に、このような改正の経緯からは直ちに株式保有特定会社等に係る評価方式の適用範囲を決めることができないとしても、適正な時価評価の観点から、保有資産中に株式等の占める割合が高い会社の株式について類似業種比準方式の適用を制限することの合理性を考えると、その制限の合理性は、事業を営むことよりも資産を保有することが主たる目的の会社の場合に類似業種比準方式の適用の前提が満たされなくなることによって、初めて基礎づけられるものである。すなわち、類似業種比準方式は、評価会社の事業を営む企業としての実態を前提として、企業全体の価値を評価する手法であるから、個々の資産の含み益を反映させなくても問題はないわけであるが、事業を営むことよりも資産を保有することが主たる目的である会社の場合には、このような前提が当てはまらないのであるから、類似業種比準方式の適用を制限する合理性が生じてくる。

以上のとおり、株式保有特定会社に係る評価方式を適用する合理性は、事業を営むことよりも株式を保有することが主たる目的の会社の場合には、類似業種比準方式の適用の前提が満たされなくなることによって初めて基礎づけられるものであって、評価会社が保有する株式の含み益により類似業種比準方式による評価会社の株式の評価と当該株式の適正な時価との間に一般的に生じている開差が、高い株式保有割合により無視できなくなるからというようなことが理由となるものではない。そして、本件においては、吉野工業所は、事業を営むことを主たる目的とする会社であって、実際には持株会社でありながら事業をカムフラージュで営むような会社ではないから、吉野工業所株式について、類似業種比準方式適用の前提が満たされなくなるというようなことはなく、株式保有特定会社に係る評価方式を適用するのは合理的ではない。

(ウ)株式保有特定会社に係る評価方式を適用すべき評価会社か否かの判断は、株式保有特定会社に係る評価方式が導入された平成2年の評価通達改正の経緯や、いかなるときに株式保有特定会社に係る評価方式を適用する合理性があるかという点からすれば、株式保有目的の持株会社であるか、評価会社の株主が本来直接保有しているはずの株式を間接保有に切り替えるために用意した持株会社であるのか、事業を営むことよりも株式を保有することを主たる目的とする会社であるのか、というような基準で行うのが合理的である。もっとも、評価会社の株式保有割合が「非常に異常な数値」(評価通達の平成2年改正における立案担当者の発言。甲第5号証)であるということならば、そのような持株会社ないし株式保有を主たる目的とする会社である蓋然性が高くなるから、そのような数値を株式保有特定会社の該当性に関する指標として考慮することも合理性がないわけではないが、「非常に異常な数値」といえるためには、単に平均値から大きく乖離しているというだけでなく、母集団の値の分布や偏差なども考慮した上で、減多にないといえる数値である必要がある。

ところが、株式保有特定会社の分類に係る評価通達の株式保有割合25%という数値基準は、法人企業統計の調査対象会社など一定の範囲の会社における株式保有割合の平均値を考慮して定められたものであるが、それらの会社における株式保有割合の分布や偏差が考慮された形跡はないのであり、平均値だけを根拠として設定された評価通達の基準は、それだけでも合理性を欠いている。

控訴人が当審において援用した株式会社東洋経済新報社の「新財務データ」は、株式保有割合25%という数値が平均値よりは高い数値(ただし、簿価に基づくものにすぎない。)ではあるものの、次のような上場会社における株式保有割合の分布からすれば、「非常に異常な数値」などではないことを示している。すなわち、乙第32号証で控訴人が各会社毎に計算した株式保有割合のデータを基に、その標準偏差を計算すると14.2%となることから、それら控訴人が抽出し計算した平成15年度の上場会社のサンプルにおける株式保有割合の中で株式保有割合25%を偏差値で示すと58.1となる(甲第59号証)。したがって、偏差値58.1に相当する株式保有割合25%という数値は「非常に異常な数値」に該当するとはいえない。また、本判決別表2-2に示されているように、平成15年度においては、控訴人が抽出した上場会社の中でも全体の15%に相当する会社において株式保有割合が25%以上となっているのであって、この点からも株式保有割合25%以上ということが「非常に異常なもの」とはいえない。しかも、乙第32号証で控訴人が抽出したデータは、金融業又は保険業を営む会社を除外しているが、比較対象の母集団の設定においてこれらの会社を除外する理由はなく、これらの会社を含めた母集団を基に株式保有割合25%という数値が「非常に異常な数値」といえるか否かを判定すべきである。そして、これらの会社の株式保有割合は明らかに高くなる傾向があるから、これらの会社を除外せずに同様のデータ抽出を行えば、株式保有割合の平均値は高くなり、株式保有割合25%の偏差値が、平成15年分において58.1よりも更に低くなり、株式保有割合25%以上である上場会社の割合も平成15年において15%よりも高くなることは明らかである。

以上から、株式保有割合25%という数値は「非常に異常な数値」とは到底いえないのであって、株式保有割合25%をもって異常と判定するのは合理性を欠いている。

(エ)控訴人は、資本金5000万円以上10億円未満の法人に係る統計上の数値を根拠に、株式保有割合25%という一律の数値基準の適用を正当化している。しかし、原審において企業統計上の数値を用いるに当たり、資

本金10億円以上の法人に係る数値を用いることを選択したのは控訴人に他ならず、それを当審において、突然、資本金5000万円以上10億円未満の法人に係る数値を用いることを主張し出すのは、自らの都合による恣意的な統計使用といわざるをえない。しかも、評価通達には資本金5000万円以上であれば大会社に該当するといった基準はなく、資本金と関連性のある指標を基としては、卸売りで帳簿価額による総資本価額20億円以上、それ以外の業種で帳簿価額による総資産価額10億円以上という基準はあるものの、それ以外は取引金額というフローの金額及び従業員数という、およそ資本金とは直接関係するものではない指標を基にした基準である。したがって、評価通達の指標を満たす大会社に相当する会社が概ね資本金5000万円以上に属する会社であるなどと断ずることはできず、確実に大会社に該当すると思われる資本金10億円以上の法人に係る数値を用いることとした原審における控訴人の選択の方が比較的に合理的である。さらに、本件では株式保有割合25%という基準を吉野工業所のような会社にも一律に適用することが合理的か否かが争われているのであるから、資本金5000万円以上の法人が評価通達における大会社に相当するとしても、資本金10億円以上の法人の平均値等を基に株式保有割合25%という数値が「非常に異常な数値」といえるのでなければ、株式保有割合25%という数値を「非常に異常な数値」と位置づけるべきではない。すなわち、法人企業統計上の区分をみると、法人企業統計上資本金5000万円以上10億円未満の区分に属する法人の集団と、10億円以上の区分に属する法人の集団とでは、明らかに平均的な株式保有割合に有意の差が認められるところ（前者の集団における株式保有割合の平均値はいずれの年度においても5%前後であるのに、後者の集団のそれは平成2年度で10.1%、平成15年度で16.2%である。）、本件相続開始時の直前期末である平成15年5月31日時点における吉野工業所の総資産価額（帳簿価額）が2120億円余であったことからすれば、1法人当たり帳簿価額による総資産額の平均値が1000ないし1300億円程度である法人企業統計上資本金10億円以上の区分に属する法人が、吉野工業所のような会社といえるのであって、吉野工業所のような大規模な会社にも株式保有割合25%という基準により株式保有特定会社に係る評価方式を一律に適用することの合理性は、法人企業統計上資本金10億円以上の区分に属する法人の集団において株式保有割合25%が「非常に異常な数値」であるといえなければ認められない。

以上のとおりであり、資本金5000万円以上10億円未満の法人に係る株式保有割合が低いことを根拠に吉野工業所のような大規模な会社に株式保有割合25%という基準を一律に適用することを合理化しようとする控訴人の主張は失当である。

イ 独占禁止法等における基準について

控訴人は、独占禁止法上の規制は本件相続開始時における本件判定基準の合意性を否定する根拠とならない旨主張する。しかし、株式保有特定会社に係る株式保有割合25%以上という基準が、租税法以外の法令における基準とは異なる租税に関する法令上の独自の基準として定められているのであればともかくとして、法令に株式保有割合25%以上という数値の定めはなく法令に直接の根拠がない基準となっている以上、租税法以外の基準ではあっても、同じように総資産のうちを占める株式の割合を対象として法令上設けられている基準を参考とするのは当然であり、それと異なる基準を採用するのであれば、よほど強い根拠が必要である。しかも、他の法分野において用いられている概念が租税法で用いられる場合には、借用概念として他の法分野におけるのと同じ意義に解するのが原則であって、「持株会社」という概念で対象となる会社が想定されていた株式保有特定会社の株式に係る評価方式が、他の法分野において既に確立していた「持株会社」という概念とは敢えて異なる範囲の会社を対象とすることは、強度の必要性に裏付けられなければ合理的とはいえない。評価基準において「持株会社」という用語が用いられなかったのは、平成2年当時、独占禁止法上の「持株会社」に該当すれば、同法において禁止されていたからであると思われ、評価通達の平成2年改正における立案担当者の説明でも、「いわゆる持株会社」、「巷間言われております持株会社」などのフレーズで株式保有特定会社にされるべき会社を説明しているのであって、株式保有特定会社の株式に係る評価方式について「持株会社」という概念で対象となる会社が想定されていたことは明らかである。

ウ 吉野工業所の株式保有特定会社該当性を判断するに当たって同社の企業規模・事業実態等を考慮要素とするものの相当性について

原判決がその判断において考慮した事項のうち、従業員数、総資産価額及び直前期末以前1年間における取引金額が大きい会社であることは、評価通達も原則的にはその株式の評価に類似業種比準方式を適用することの適正を裏付ける事実として認めているのであるから、それらを類似業種比準方式を適用の可否を判断するに当たって考慮することは妥当である。また、評価会社の株式時価総額が類似業種比準価額の計算において用いられる標本会社である上場会社の株式の時価総額の大部分を上回っている事実は、企業規模の面における類似業種比準方式適用の適性を推認される事実であり、本店の外に全国各地に工場ないし研究施設を有している事実や業界内の市場シェアについても評価会社の事業に実態があることを示す事実であり、これらを株式保有特定会社該当性の判断の考慮要素とするのは当然である。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人らの請求はいずれも理由があると判断する。その理由は、2のとおり加えるほかは、原

判決「事実及び理由」欄の第3, 1ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 当審における当事者の主張に鑑み、争点2(吉野工業所が株式保有特定会社に該当するか否か)について付言しておく。

(1)相続税法22条は、相続により取得した財産の価額は、特別の定めがあるものを除き、「当該財産の取得の時における時価による」と定めており、この時価とは、相続開始時における当該財産の客観的交換価値をいうものと解されるところ、その評価については、租税負担の実質的な公平を確保し、安定した課税手続を実現させる観点から、評価通達を定め、それが評価方式として合理的なものである限り、全ての納税者に当該評価方式を適用すべきである。そして、特定の納税者あるいは特定の相続財産についてのみ評価通達の定める評価方式以外の評価方式によって行うことは、たとえその評価方式による評価額がそれ自体としては相続税法22条の定める時価として許容できる範囲内のものであったとしても、その評価通達が定める評価方式によった場合にはかえって実質的な租税負担の公平を害することが明らかな場合を除き、納税者間の実質的負担の公平に欠けることとなり、許されないというべきである。

相続財産である株式の「時価」について、一般に市場を通じて不特定多数の当事者間における自由な取引により市場価格が形成されている場合には、これを時価とするのが相当である。しかし、取引相場のない株式については市場価格が形成されていないから、その時価を容易に把握するのは困難であり、したがって、こうした取引相場のない株式にあつては、合理的と考えられる評価方式によってその時価を評価するほかなく、その評価方式が合理性を有する限り、それによって得られた金額をもって「時価」と評価すべきことになる。

(2)評価通達は、評価会社をその事業規模に応じて大会社、中会社及び小会社に区分し(同通達178)、それぞれの区分に属する評価会社の株式の価額に用いるべき原則的評価方式を定めているところ(同通達179)、大会社の株式の価額の評価において用いるべき原則的評価方式である類似業種比準方式は、それ自体では市場取引価格がない株式について、これを上場会社の比較することとして上場会社の取引所での取引価格を基に評価する方法であつて、上場会社の企業価値が市場で評価された結果として当該上場会社の株式の時価が取引所市場での取引価格に示されていることからして、大会社の株式の評価方式としては十分合理性を有しているものといえる。控訴人は、類似業種比準方式について、いずれは上場されるような会社の株式の評価においては最適である反面、大会社であつても上場を予定していない会社の株式の評価については適切とはいえない旨主張する。しかし、もともと類似業種比準方式は、評価の対象となる株式が上場されておらず取引相場のない株式であることを前提として、上場会社の株式との比較により現時点での株式の時価を評価する方式であるから、実際に将来上場するか否かにかかわらず、相応の合理性を有することができる。控訴人の主張は採用できない。

(3)しかるところ、評価通達の平成2年改正で資産構成が著しく株式等に偏っている会社の株式について特別な評価方式(現行の評価通達189の(2)及び189-3)が置かれた経緯等は前記(原判決引用部分)のとおりであり、同改正において資産構成が著しく株式等に偏っている会社を株式保有特定会社等として定義し、その株式の評価方式を純資産価額方式又はS1+S2方式によるべきこととしたこと、及び評価通達の平成2年改正時点において、評価通達189の(2)の定めのうち、大会社につき株式保有割合が25%以上である評価会社を一律に株式保有特定会社とし(本件判定基準)、その株式を上記の特別な評価方式によって評価すべきものとしたことに合理性が認められることも前記(原判決引用部分)のとおりである。

(4)そこで、評価通達189の(2)の定めのうち、大会社につき株式保有割合が25%以上である評価会社を一律に株式保有特定会社と定める本件判定基準が、本件相続開始時においてもなお合理性を有しているか、以下検討する。

ア 評価通達の平成2年改正における立案担当者の説明(甲5, 乙11)及び弁論の全趣旨としての控訴人の主張によれば、大会社において株式保有特定会社に分類される基準として規定される株式保有割合25%という数値は、平成2年当時の法人企業統計等に示された資本金10億円以上の会社の株式保有割合の平均値が7.8%であり、これを実際の相続税評価額ベースに直すと、土地の含み益もあり、それを若干下回ることになると考えられ、25%は一般会社の株式保有割合の3倍から4倍という数字になるということから決定されたものと認められ、そうであるとすると、当時においては、一般に、株式保有割合25%以上であることは、資産構成が著しく株式に偏っているものと認識されていたといえる。

イ しかし、本件判定基準が本件相続開始時である平成16年においても合理性を有しているというためには、この時点においても株式保有割合25%以上であることをもって当該会社の資産構成が著しく株式に偏っていると評価できなければならない。

しかるところ、評価通達の平成2年改正時と本件相続開始時の上場会社における株式保有状況を比較してみると、前記(原判決引用部分)のとおり、評価通達の平成2年改正の後、平成9年の独占禁止法の改正によって従前は全面的に禁止されていた持株会社が一部容認されることになるなど、会社の株式保有に関する状況は大きく変化しており、また、本件相続開始時を調査期間に含む平成15年度の法人企業統計を基に算定された資本金10億円以上の全ての業種の営利法人(金融業及び保険業を除く。)の株式保有割合の数値は、16.3

1%であり、本件判定基準とされている25%と比して格段に低いとまではいえないし、さらに、独占禁止法9条4項1号では、子会社の株式の取得金額(最終の貸借対照表において別に付した価額があるときはその価額)の合計額の当該会社の総資産額に対する割合が100分の50を超える会社が持株会社とされ、特別な規制がされているという状況にある。

控訴人は、上記第2, 3(1)ア(ウ)のとおり、資本金5000万円以上10億円未満の法人に係る統計数値を根拠に、本件判定基準が本件相続開始時においても合理性がある旨主張するが、[1]上記アのとおり、本件判定基準の25%という数値は、法人企業統計等に示された資本金10億円以上の会社の株式保有割合を根拠として定められたものであるから、本件判定基準が本件相続開始時にも合理性を有するか否かの判断においても、同様の会社の株式保有割合を検討するのが相当であること、[2]法人企業統計上の区分をみると、法人企業統計上資本金5000万円以上10億円未満の区分に属する法人の集団と、10億円以上の区分に属する法人の集団とでは、前者の集団における株式保有割合の平均値はいずれの年度においても5%前後であるのに、後者の集団のそれは平成2年度で10.1%、平成15年度で16.2%であって、平均的な株式保有割合に明らかに有意の差が認められること、[3]本件相続開始時の直前期末である平成15年5月31日時点における吉野工業所の総資産価額(帳簿価額)が2120億円余であったことからすれば、1法人当たり帳簿価額による総資産額の平均値が1000ないし1300億円程度である法人企業統計上資本金10億円以上の区分に属する法人が吉野工業所のような会社といえる(資本金5000万円以上10億円未満の区分に属する法人の総資産額は、資本金10億円以上の法人のそれを更に下回することは明らかである)。そうすると、資本金5000万円以上10億円未満の法人に係る統計数値を採ることが合理的であることを前提とする控訴人の主張は採用できない。

控訴人は、独占禁止法上の規制は本件相続開始時における本件判定基準の合理性判断の根拠とはならない旨主張するが、平成9年の同法改正に伴って会社の株式保有に関する状況が評価通達の平成2年改正時から大きく変化していることに照らすと、同法において持株会社と規定される株式保有割合は、本件相続開始時においてその資産構成が著しく株式に偏っている会社といえるか否かの判断における指標として有意というべきである。控訴人の主張は採用できない。

以上に加え、乙第32号証の調査報告書において控訴人が各会社毎に計算した株式保有割合のデータを基に、その標準偏差を計算すると14.2%となることから、それら控訴人が抽出し計算した平成15年度の上場会社のサンプルにおける株式保有割合の中で株式保有割合25%を偏差値で示すと58.1となること(甲第59号証)、本判決別表2-2のとおり、平成15年度においては、控訴人が上記調査報告書において抽出した上場会社の中で全体の15%に相当する会社において株式保有割合が25%以上となっていることに照らすと、本件相続開始時においては、株式保有割合25%という数値は、もはや資産構成が著しく株式に偏っているとまでは評価できなくなっていたといわざるを得ない。

ウ そうすると、評価通達189の(2)の定めのうち、大会社につき株式保有割合が25%以上である評価会社を一律に株式保有特定会社と定める本件判定基準が本件相続開始時においてもなお合理性を有していたものとはいえない。

(5)以上によれば、控訴人の主張によっても株式保有割合が約25.9%にとどまる吉野工業所について、本件判定基準をそのまま適用して株式保有特定会社に該当するものとするできないから、吉野工業所が株式保有特定会社に該当するか否かは、前記(原判決引用部分)のとおり、その株式保有割合に加えて、その企業としての規模や事業の実態等を総合考慮して判断するのが相当である。

控訴人は、上記第2, 3(1)ウ、エのとおり主張し、このような個別事情を株式保有特定会社該当性の判断の考慮要素とすることはいたずらに判断基準を複雑にし、課税処分を迅速に行うことを困難にするなどと批判するが、その主張は本件判定基準に合理性が認められることを前提とするものであり、その前提に欠ける本件において、控訴人の批判は当てはまらない。さらに、控訴人が相当性を欠くとして指摘する考慮要素についてみると、従業員数、総資産価額及び直前期末以前1年間における取引金額が大きい会社であることは、評価通達も原則的にはその株式の評価に類似業種比準方式を適用することの適正を裏付ける事実として認めているものであり、それらを類似業種比準方式を適用の可否を判断するに当たって考慮することは妥当である。また、評価会社の株式時価総額が類似業種比準価額の計算において用いられる標本会社である上場会社の株式の時価総額の大部分を上回っている事実は、企業規模の面における類似業種比準方式適用の適性を推認される事実であり、業界内の市場シェアについても、本店の外に全国各地に工場ないし研究施設を有しているという事実とともに評価会社の事業に上場の大企業と同様の実態があることを示す事実であるから、これらを株式保有特定会社該当性の判断の考慮要素とするのは妥当かつ当然である。また、評価通達の平成2年改正の趣旨が、課税の公平の観点から、原則的評価方式による評価額と適正の時価との開差の是正と株式の価額の評価の一層の適正化を図ることを目的としたものであるとしても、控訴人も自認するとおり上記開差が租税回避行為に利用されるケースがあったことが同改正の契機となったことからすれば、租税回避行為の弊害の有無を株式保有特定会社該当性の考慮要素とすることも妥当かつ当然であるといわざるを得ない。

(6)しかして、前記(原判決引用部分)のとおり、吉野工業所の企業としての規模や事業の実態等は上場企業に

匹敵するものであり、吉野工業所株式の価額の評価に関しては、租税回避行為の弊害を危惧しなければならないというような事情はうかがわれないことからすれば、本件相続開始時における吉野工業所が、その株式の価額の評価において原則的評価方式である類似業種比準方式を用いるべき前提を欠く株式保有特定会社に該当するとは認められない。

控訴人は、吉野弥と極めて高い割合で株式を持ち合っている吉野工業所が発行する株式の価額を類似業種比準方式により適正に評価することはできないとして上記第2, 3(1)オのとおり主張するが、控訴人の主張を考慮したとしても、株式保有特定会社であるとは認められない大会社である吉野工業所にあつて、その株式の評価は、評価通達に定めるとおり原則的評価方法である類似業種比準方式を用いるべきであるから、これによって得られた金額をもって「時価」と評価すべきであることは上記(1)のとおりである。

3 したがって、被控訴人らの請求をいずれも認容した原判決は相当であり、本件控訴はいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第24民事部

裁判長裁判官 三輪和雄 裁判官 小池喜彦 裁判官 松村徹

別表1-1 法人企業統計(平成2年度)における株式の保有割合

別表1-2 法人企業統計(平成15年度)における株式の保有割合

別表2-1 株式保有割合ごとの上場会社の分布状況(平成2年)

別表2-2 株式保有割合ごとの上場会社の分布状況(平成15年)